

神奈川県立県民ホール

指定管理者 提案書

団体名	財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	----------------

団体の概要

(平成21年7月現在)

ふりがな 団体名	ざいだんほうじん かながわけいじゅつぶん かざいだん 財団法人 神奈川芸術文化財団			
所在地	〒231 - 0023 横浜市中区山下町3 - 1	電話番号	045 - 662 - 5901	
代表者	理事長 川村 恒明	F A X	045 - 641 - 3184	
設立年月日	平成5年10月25日			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年10月25日 神奈川県的全額出捐により、「芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に行うことにより、文化県・かながわの推進に寄与する」ことを目的に設立された。 (平成21年4月1日現在 基本財産6億円) 平成6年4月1日 神奈川県立県民ホールの管理運営を神奈川県より受託 平成7年4月1日 神奈川県立音楽堂及び神奈川県立かながわアートホールの管理運営を神奈川県より受託 平成18年4月1日 神奈川県民ホール及び県立音楽堂を指定管理者として運営 平成21年4月1日 かながわアートホールを指定管理者として運営 			
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化の創造及び振興 文化施設の管理運営 芸術文化の鑑賞普及 芸術文化事業の受託 芸術文化に関する情報の収集提供及び調査研究事業 その他目的を達成するために必要な事業 			
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年度に県民ホールの管理運営を受託したことに伴い、開館20周年記念として、團伊玖磨作曲オペラ「素戔嗚(すさのお)」など多彩な演目を自主的に企画・上演。 (これらは、当財団が音楽堂40周年記念として企画したプログラムを含め、「第1回神奈川芸術フェスティバル」として実施) 平成13年度より「第8回神奈川国際芸術フェスティバル」と改称し国際的な優れた公演を県民に紹介。 平成14年度に県民ホールが文化庁芸術拠点形成事業館として選ばれ、現在まで継続。 平成17年度に県民ホール開館30周年、音楽堂開館50周年、財団設立10周年記念として、「團伊玖磨メモリアル」、オペラ「美しい水車小屋の娘」等を企画・上演。 平成19年度および平成20年度には、オペラの共同制作に取組み文化庁芸術創造活動重点支援事業《舞台芸術共同制作公演》の対象公演に採択される。 平成19年度の「第14回神奈川国際芸術フェスティバル」より開催時期を秋から春に移行。また、美術と音楽、ダンスなど様々な芸術ジャンルが交流する「アートコンプレックス」を開始。 平成21年度に県民ホール開館35周年、音楽堂開館55周年、横浜開港150周年記念として、オペラ「愛の白夜」(改訂決定版)等を企画・上演。 維持管理事業においては、高い利用率を維持しつつ、レセプショニストの配置など来館者サービスの改善、利用料金収入を活用したアメニティ向上のための小規模改修等、運営レベルの向上を実現している。 			
状況 (過去3年間 について記入 してくださ い)	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	総収入(売上)	1,511,966千円	1,542,021千円	1,526,201千円
	総支出(支出)	1,520,634千円	1,532,487千円	1,516,349千円
	当期損益	8,668千円	9,534千円	9,852千円
	累積損益	135,002千円	144,536千円	154,388千円

サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

(1) 指定管理者としての基本姿勢について

ア 施設の設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方について

神奈川県民ホール本館（以下「本館」という）は県内最大の公立文化施設として県民に文化活動等の場を提供し、また、優れたオペラ、音楽、バレエ、美術など質の高い文化芸術に親しむ機会を提供し、心豊かな生活環境を支えるとともに様々な文化芸術の発信と交流を図り、文化の創造と発展に寄与しています。

平成23年1月に開館を予定している神奈川芸術劇場（以下「芸術劇場」という）はこれまでの本館の諸劇場施設を補完する中規模ホールを持ち、高度な演出にも対応可能な舞台機構を有する施設であり、これら高度な舞台設備を活用して、主に演劇、ミュージカル、ダンスなどの舞台芸術作品を創造発信していくことが期待されています。

また、従来から不足していた稽古場や小劇場に活用が可能な大・中・小スタジオを有しており、これら全体の施設を一体として活用することにより新たな「アートエリア」として形成し、芸術振興活動の飛躍的な広がりを通じて県域の芸術振興の新たなステージへ踏み出したいと考えております。

神奈川県文化芸術振興条例に基づいて策定された「かながわ文化芸術振興計画」においては、総合的かつ長期的に目指す姿として以下の基本目標が掲げられています。

真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現

- ・ 文化芸術の鑑賞機会や活動機会
- ・ 創造的な人材の育成や創作環境等の整備
- ・ 伝統芸能の継承と発展

個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展

- ・ 文化資源を活用した地域づくり
- ・ 様々な分野での文化芸術の活用

これまで財団法人神奈川芸術文化財団（以下「当財団」という）は、神奈川県の主要な文化施設の運営を担うことを通じて、より多くの県民の皆さんに文化活動の参加の場や、身近で質の高い芸術鑑賞の機会を提供するとともに、新たな文化資産の創造と発信をはかることにより県の文化政策の一翼を担って来ました。

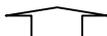
文化芸術は「人間がもっとも人間らしく生きる心の糧」であり、永い年月をかけて熟成し、次世代に継承し、さらなる発展を目指すべきものです。当財団としては中・長期にわたって県下最大の芸術拠点施設である県民ホール本館、高度な機能と専門スタッフを有する創造的劇場である芸術劇場、そして県立音楽堂、かながわアートホールなどの諸施設を有機的に連携活用しつつ、作品を創造し、次世代につながる人を育て、街を作り、日常的に文化芸術に触れる環境を創出し、「人間性豊かな県民生活の実現と活力に満ちた地域社会の実現」に向けて、総力を挙げて取り組んで参ります。

サービスの向上について

また、指定管理者として、従来から培って来た施設の運営ノウハウ、事業制作ノウハウ、当財団の運営基盤・人材を最大限に活用し、これら施設の設置目的に即して効率的な維持管理を実施するとともに、より多くの県民に親しまれる劇場として、賑わいを創出し文化芸術の創造と普及活動を行なうことにより文化芸術の広域拠点機能を最大限に発揮することを目指します。

県民ホール			
県民ホール本館		芸術劇場	
大ホール	2,488 席を持つ県内最大の劇場	ホール	1,300 席の可動客席を持つ創造型劇場
小ホール	433 席で公共ホールとして日本で最初に設置されたパイプオルガンを有する	大スタジオ	可動客席 220 席を備え、稽古場や小劇場として活用が可能
ギャラリー	5 つの展示室を持つ県内最大の美術展示室	中・小スタジオ	1 つの中スタジオと 2 つの小スタジオを持ち稽古場や小劇場として活用可能
会議室	240 席の大会議室、24 席の小会議室を持つ		

神奈川県 の 広域拠点機能の実現



財団法人 神奈川芸術文化財団

施設運営、事業制作、広報・営業、人材育成などのノウハウと豊富な人材、人脈を活用

当財団は指定管理者として本館及び芸術劇場の機能を最大限に発揮し県域の芸術文化拠点施設として運営するため下記の運営方針に基づき施設の管理運営を行います。

(ア) 県内最大の芸術拠点としての地域文化振興の推進

県を代表し県内最大の劇場施設である県民ホール本館のこれまでの実績と平成 23 年に開館する芸術劇場を中心に新たに県域の芸術文化振興の拠点地となるアートエリアを創出することで、事業を拡大させ、より一層の芸術の創造活動、鑑賞活動、普及活動の振興を図ります。

日本と世界の一流の舞台芸術、音楽等の舞台・公演を年間にわたり実施し、県民の皆さんに芸術に触れる機会が日常的に存在する環境を提供し、県民の潤い豊かな生活の実現に寄与します。

芸術創造を担う団体・個人と協力、連携し、県域の芸術振興の充実に努めるとともに、市町村や他地域との連携、協力などを推進してより広い視野での芸術振興に努めます。

サービスの向上について

(イ) 個性ある劇場として芸術創造と振興を推進

開館以来 35 年にわたって築いてきた高品質な多目的ホールである本館と「創造型劇場」である芸術劇場を広域拠点施設として有機的に連携し、一体運営することによって、同時代の感性による先進的でより強いインパクトと感動をもたらす舞台芸術、演劇、ミュージカル、音楽等の舞台公演を創造発信し、わが国有数の個性ある劇場として運営します。多分野の優れた舞台芸術、音楽等の公演の実施を通して、多様な価値観の存在を紹介し、視野の広い世界観、柔軟な人間観の形成に寄与していきます。

芸術のもたらす大きな感動をもって、県民の皆さんの潤い豊かな日常生活の実現に寄与し、社会と個人の生活に活力をもたらします。

(ウ) 教育普及活動の推進

芸術の普及事業の積極的展開に努め、県民の皆さんに新しい心の世界のひろがりを紹介し、芸術に対する興味を呼び起こします。

県民の皆さんに芸術創造活動に参加していただく機会を積極的に設け、得がたい体験を提供し、芸術創造活動を取り組む意欲や活力を持ち、心の豊かさやゆとりのある生活を楽しめる機会を提供します。

県域の芸術団体、及び個人の活動の拠点として、その創造活動を積極的に支援していきます。

(エ) 安全、安心、快適な劇場空間の提供

当財団のこれまでの運営ノウハウを活用し施設利用、舞台技術、事業制作、劇場案内、清掃、警備、施設維持といった様々な業務を緊密に連携させ、来館者や利用者に快適で安全な環境を提供していきます。

芸術劇場は創造型劇場として専門的で高機能な舞台機構を備えつつ県民の皆さんの幅広い利用を想定しています。このため舞台芸術の専門知識を持った職員が県民の皆さんの創造活動を支援するなど利用者の活動を支えます。

開館 35 年を経過する本館においては施設や設備の老朽化の問題を抱えていますが、計画的な保守維持管理による安定稼動を継続します。

本館において大規模改修が行なわれる場合には、技術面での協力を行うとともに、改修期間中は県域の文化施設を活用しながらソフト事業を提供し、県民の皆さんへの文化芸術のサービスレベルの確保を図ります。

当財団はこれら劇場を運営する様々な業務について緊密に相互連携し統括管理を行うことにより本館、芸術劇場を一体の施設として効率的に運営し来館者、利用者により安全、安心、快適な劇場空間を提供します。

(オ) 文化芸術の振興を通じ地域経済へ貢献

広域の芸術拠点施設として、優れた文化芸術に触れる中心地としての機能を果たすとともに、また県域を中心とする地域の文化芸術活動を刺激し充実させることを通じて、地域社会での人々の交流の輪をひろげ、地域社会の活性化や地域経済への貢献を目指します。

サービスの向上について

イ 本館と神奈川芸術劇場の一体運営に関する考え方について

隣接する本館と芸術劇場を一体運営することで大きな効果を生み出し、運営の効率化を図ります。

(ア) 一体運営による総合的事業実施

a 総合的なプログラムの立案

年間の企画事業を本館、芸術劇場で総合的に企画立案することにより、両館で事業内容や日程の調整を行い多彩でバランスの取れた事業プログラムを組み立て、県民の皆さんの多様な鑑賞ニーズに応えます。

本館、芸術劇場では従来以上に多彩なプログラムを揃え、オペラ、バレエ、コンサート、演劇、ミュージカル、ダンス、伝統芸能、美術からジャンルを融合・越境する作品など、古典の作品から現代作品まで多彩なプログラムで県民の皆さんのニーズにお応えします。

b 本館、芸術劇場施設の有効活用による効果

双方の施設を最大限に有効活用することにより幅広く県民の皆さんの鑑賞・参加ニーズに応えます。

例えば、本館大ホール公演の関連企画を芸術劇場のスタジオを活用して実施する、あるいは芸術劇場での公演に伴うワークショップを本館会議室で行うなど、施設の有効活用により立体的な事業の組み立てを行います。

また、本館で開催される公演の稽古を芸術劇場のスタジオを活用することにより、交通費・運搬費、稽古場代など制作コストを削減するとともに出演者及び制作スタッフの利便性を向上させ、より上質な芸術作品の創造が可能となります。

人材活用においても、本番日等の繁忙時に本館、芸術劇場それぞれのスタッフが一体となって当たることにより、公演運営を円滑に行い舞台製作の効率化をはかります。

c 「アートベルトエリア」の形成と賑わいの創出と魅力ある地域づくり

県民ホールから、象の鼻パークや赤レンガ倉庫を経てみなとみらい地区に至るエリアには多様な芸術文化施設等が点在しています。この施設等とは従来も様々なかたちで連携して事業を行ってきましたが、連携強化により事業の範囲や規模が大幅に拡大することにより、一帯で一大アートベルトエリアを形成することが可能となります。

近隣のホテル等とも連携して「舞台芸術見本市」や「舞台芸術関係者のネットワーク構築のための国際会議」を開催（2011年、2012年）することにより宿泊客をこのエリアに呼び込むほか、芸術劇場や本館ギャラリーでの横浜トリエンナーレの開催誘致、（公財）横浜市芸術文化振興財団など地域の芸術関係団体との連携など、行政の枠組みを超えて地域の振興、「賑わいの創出」を図ります。

(イ) 一体運営による管理運営の効率化

a 組織の統合・集中による効率化

本館と芸術劇場の管理運営に関する業務を統合・集中することで、顧客サービスの向

サービスの向上について

上と効率の良い業務人員配置を行なうことが可能になり、延べ配置人員数を低減しコスト削減をはかります。

利用受付に関する業務

利用受付システムを共通化し、本館、芸術劇場にまたがる利用申込みが1つの窓口で済むようワンストップサービスを行います。

チケットセンター業務

チケットの予約、発券業務は統一システムで受け付け両館それぞれの公演も同一窓口で購入ができるようにします。

業務委託に関する管理業務

業務委託に関する契約業務、管理業務を一本化して行います。

経理・庶務に関する業務

集中し、統一的に処理します。

広報・営業部門に関する業務

広報・営業を一本化します。

マスコミや観客への情報発信の窓口を一元管理して、効果的効率的な情報発信を行います。

本館・芸術劇場両館の年間プログラム誌を発行し県内はもとより広く効率的に配布、観客の利便性を高めます。

また、営業活動についても一体化し年間プログラムについて販売計画をたて、顧客の多様なニーズに応える作品ラインナップを提案し、団体販売等の拡充を図ります。

b 委託業務の共通化による効率化

本館と芸術劇場の運営に共通する業務について総合的に委託管理することで、関連事務の効率化をはかり施設運営費用を削減します。

c 消耗品等の購入についての効率化

舞台関連消耗品、電球等の施設関連消耗品、コピー用紙やトイレトペーパーなどの消耗品、必要物品等の購入においては統一的に購入することにより、単価の低減による経費削減を行います。

サービスの向上について

ウ 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況について

県民ホールの維持管理業務を円滑に安全に、また高水準に行い利用者サービスの向上を図るために下記の業務については専門の業者に委託します。

当財団がこれまでの劇場運営のノウハウを活用し業務仕様書を作成、逐次業務遂行状況や利用者からの声を反映しつつ継続的に維持管理水準の向上を行います。

当財団が蓄積した劇場運営ノウハウをもとにそれぞれの専門業者が業務を実施することで、施設の維持管理水準と効率性を高めます。また経費面、管理面などの効率性を高めるために本館と芸術劇場において同一内容の業務は一体的に委託します。

(ア) 委託業務の内容

a 管理運営に関する業務で業務委託するもの

本館及び芸術劇場の両施設に関する業務

清掃業務、受付案内業務、舞台関係業務、駐車場管理業務

本館に関する業務（芸術劇場部分は管理組合が実施予定）

設備等保守管理業務、保安警備業務

b 保守点検に関する業務で業務委託するもの

本館及び芸術劇場の両施設に関する業務

受変電設備保守点検業務、空調衛生設備保守点検業務、昇降機設備保守点検業務、

電話設備保守点検業務、舞台機構設備保守点検業務、舞台照明設備保守点検業務、

舞台音響設備保守点検業務、舞台ピアノ保守点検業務

本館に関する業務（芸術劇場部分は管理組合が実施予定）

空調自動制御設備保守点検業務、消防設備保守点検業務、自動ドア設備保守点検業務

本館に関する業務

パイプオルガン保守点検業務

(イ) 委託先の選定方法

委託先は県内業者の受注の拡大に配慮しつつ原則として自由な競争のもとに業者を選定します。なお利用者の安全の確保や設備機器の長寿命化を図ることの観点から特に高い専門性が求められる設備や機構類に限り製造・設置業者へ委託します。

当財団ではこれまでの県民ホール運営の経験を通して、委託先を選定するノウハウを構築し、また安全で効率的に県民ホールを運営するために選定した委託先を指導できる能力を蓄積しています。

サービスの向上について

2 適切な管理運営について

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務について

維持管理業務は「施設の安定稼働」「設備・機構類の運転時の安全確保」に不可欠な業務であり、その適切な遂行を通じて「利用可能日数増大」「利用者サービス向上」を図ります。本館、芸術劇場を通じて高い水準・実効性の確保、効率的作業、経費節減、を業務実施の3大ポイントとします。

ア 高い水準・実効性を確保する

(ア) 施設及び設備の保守点検

保守点検を行う最大の目的は設備類を常に適切な状態に保つことであることから、定期的に保守点検を行い障害の発生を予防し、指摘された不具合事項へは迅速に対応します。

(イ) 施設の清掃

利用者が快適に施設を利用し、観客が快適な時間を過ごせるように、清掃内容や清掃方法の改善を継続的に行います。また職員による定期的な作業のモニタリングを行うことで高い水準を維持します。

a 清掃内容

清掃業務の仕様では床面の素材と面積を提示することが一般的ですが本館では従来より行ってきた壁面や棧、什器等も日常的に清掃する「空間としての立体的な日常清掃」を芸術劇場でも行うことで清潔感を高めます。

b 清掃方法

作業効率が高く、作業の安全性を確保し、利用者が館内にいる状態でも清掃作業を行うために作業方法としてドライ方式を採用します。ショッピングセンターなどで営業時間中に来場者に不快感を与えることの少ない作業方法により、高い利用率においても清潔度を高水準に維持します。また利用者に好印象を与えるよう作業員が着用するユニフォームに配慮するとともに、接客業としての教育も施します。

c 定期的な作業モニタリング

業務実施状況を職員が定期的に確認し、業務委託先の業務責任者とともに確認内容について協議し必要な対応を実施します。委託先に指示を行う当財団担当者は他の劇場を含む集客施設の状況を把握・研究することで、利用者に提供する適切な水準の設定に努めます。

(ウ) 保安警備

保安警備業務は、通用口・楽屋口における受付、館内外の巡視、防災センター、緊急時の対応等の一般的な業務に加え、来場者への対応や利用者補助などの業務を案内スタッフとともにホールロビーにおいて実施します。業務内容が広範囲にわたることから当財団職員との連携はもとより、設備管理・清掃・案内・舞台等の業務従事者との緊密な連携を図ります。

サービスの向上について

施設運営についての意識を共有し、加えて最新の情報を共有するために、月次に開催する施設運営会議、毎週定例に開催する週間打合せ、日々行う当日打合せ等の情報交換の場を設定するとともにそれらの席に保安警備の責任者を必ず出席させることで、保安警備の万全を期します。

イ 作業の効率化に努める

現在本館では各施設とも年間 300 日を越える稼動状況を確保していますが、主催事業の充実と貸館利用の促進を図り更に高稼動な状態とすることで県民サービスの向上を図ります。そのためには定期保守点検や定期清掃・特別清掃などを効率的に実施することがポイントとなることから、空き日などから作業日程の確保を適切に行います。また、確保した日については利用に伴う下見や打合せなどには有効に活用します。

ウ 委託経費の節減を図る

施設の運営においては維持管理業務に係る業務の委託費が運営経費の中で大きなウエイトをしめています。そのため効率的な業務実施による価格の低減を図るため、本館業務と芸術劇場業務を一体的に委託します。

これらの3つのポイントに基づいて本館及び芸術劇場の維持管理業務を行いますが、芸術劇場についてはNHK横浜放送局との合築建物であることから、芸術劇場専有部分に係る清掃や保守点検業務と、共有部分として行われる設備保守管理業務や保安警備業務、更にはNHK専有部分に関する業務が円滑に行われるよう管理組合と緊密な連携のもと業務を行います。

サービスの向上について

(2) 利用承認等に関する業務について

ア 利用料金の設定

現在本館においては条例で設定されている上限の金額で利用料金を設定しています。芸術劇場においても利用料金収入確保の視点から本館と同様に条例で設定されている上限の金額で利用料金を設定します。

ただし、芸術劇場では、芸術劇場での公演や、芸術劇場・本館での公演に係る稽古利用のうち、一定の期間を超える利用について割引料金を設定し、施設の効率的な利用の促進と利用料金収入の確保を目指します。そのうえで保守点検を効率的に行うことで利用可能日数を増加させ、利用調整を入念に行うことで利用日数を増やすことで利用料収入の増収を図ります。

本館においては平成21年度の利用料収入予算は225,000千円ですが、指定管理2期目の初年度となる平成23年度の利用料金収入は245,000千円を目標とします。

芸術劇場においては、貸館事業の実質的な初年度にあたる23年度に、147,000千円を目標とし、平成26年度に利用料金収入が183,000千円となることを目標とします。

イ 利用承認事務について

本館においては抽選による申込を原則としつつ、一定の基準を満たすことで一般申込の前に利用申込をできることとしています。この特例利用制度により、県民の皆さんの鑑賞ニーズの高い公演、全国レベルの学術会議・大会などを実現しており、今後もこの制度を継続します。

一般の利用承認は館長の専決事項となっていますが、特例利用については専務理事を座長とする特例利用審査会を設置し、審査を行いません。

芸術劇場においては、舞台芸術専用の高機能な施設としての目的と役割に合致する利用を促進するため、四半期ごとに利用申込みの受付を行い、提出された利用計画をもとに利用調整の上、申込者を決定します。館長を座長とし、芸術監督や事業担当責任者等が委員を務める利用調整委員会を設置し、利用調整を行います。

また、本館と同様に特例利用制度を設け、特定貸館（上演規模が比較的大きく集客力のある舞台芸術公演）や国際的な催し等については、一般申込の前に利用申込をできることとし、県民の鑑賞ニーズの高い公演等を誘致します。特例利用については専務理事を座長とする特例利用審査会を設置し、審査を行います。

サービスの向上について

(3) 事業実施に関する業務について

ア 音楽、演劇、舞踊その他の舞台芸術及び美術の振興に関する業務について

(ア) 指定期間内における自主事業の実施方針及び平成22年度・23年度の自主事業

自主事業の実施方針

両館で一体的な事業展開により「かながわ文化芸術振興計画」の基本的な施策「県民の文化芸術活動の充実」「文化資源を活用した地域づくりの推進」に対応した事業を実施します。

a 良質の舞台芸術作品の創造・発信 = 多彩な鑑賞機会の充実

本館は開館以来、海外の本格的な一流の舞台芸術に対応できる優れた舞台機構と県域最大の客席数などの施設特性を活かし、多数の世界的なオペラ、バレエ、オーケストラ公演を実現してきました。また、県域や国内外の文化芸術団体、アーティストや制作団体等とのネットワークを構築してきました。一方、新たに開館する芸術劇場は高度な演出等に対応できる最新の舞台機構を備えています。

こうした様々な特性を活用し事業を一体的に企画立案することで、日本と海外の多彩で優れた音楽、演劇、舞踊その他の舞台芸術公演及び美術展等を集中的に創造・発信し、県民の皆さんに身近に鑑賞できる機会を提供します。

滋賀県のびわ湖ホール等とのオペラの共同制作や国内公共劇場をはじめとした専門劇場との連携による演劇公演等の全国的展開の取り組み、海外の劇場等との連携など、ネットワークを活かした内外との連携事業に積極的に取り組み、より質の高い事業をより多く実施します。

本館、芸術劇場、県立音楽堂を会場に「神奈川国際芸術フェスティバル」等を開催し、公演等を集中させることで注目度と期待感を高め、神奈川ならではの芸術の創造発信に取り組みます。

西洋芸術のみならず多様なジャンル展開に取り組み、「歌舞伎」等の伝統芸能公演を実施するとともに、「日本の伝統」をテーマとした講座等を継続して設けることにより、伝統芸能の紹介にも取り組みます。

さらに従来の演劇やダンスの枠組みにとられない多様な舞台芸術や音楽、美術などが結びつくジャンルを超えた刺激的な舞台芸術の展開(アートコンプレックス)により、従来の舞台芸術愛好者に加えて、あたらしい境域の鑑賞者の開拓に努めます。

各世代に対応する多様な取り組みを行い、次世代を担う子どもに向けたコンサート等の事業や体験プログラムの実施、高齢者や障害者への対応、子育て中の保護者も鑑賞できる取り組み等を積極的に実施し、県民の皆さんに幅広い鑑賞機会を提供します。

サービスの向上について

b 教育普及活動の充実による文化芸術への理解・関心の促進

全館を開放し自由に劇場に親しんでいただく「オープン・シアター」事業、講座事業や普及入門コンサート、夏休みの子ども向け体験ワークショップ等の教育プログラムやアウトリーチ事業に取り組み、県民の皆さんが気軽に芸術に触れ、関心を深め、新しい文化芸術の世界と出会う機会を提供していきます。

文化芸術を紹介する広報誌の発行や、ホームページ等の情報通信技術を積極的に活用し、県民の皆さんに文化芸術に関する情報を発信します。

「合唱コンサート」や「神奈川県美術展」、地域の劇団等との共同事業など、県民の皆さん自らが芸術創造活動に直接参加する事業の充実に努めます。

地域の文化芸術団体及び個人や地域ゆかりの芸術家等の施設利用に配慮し、制作広報面や技術面をサポートすることで、彼らの活動を積極的に支援していきます。

県が主催する「神奈川県文化賞・スポーツ賞贈呈式・祝賀音楽会」を共催で実施し、地域の文化芸術への関心の増大に努めます。

c 人材育成への積極的取り組みによる文化芸術振興基盤の強化

明日のわが国の文化芸術の発展を支える専門的人材育成に積極的に取り組み、各種の舞台芸術専門家やアートマネジメント専門家の育成を通じて、当財団職員はもとより地域の芸術関係職員の資質の向上を通じて文化芸術振興基盤の強化を図ります。

スタジオを中心に舞台芸術の専門家を育成する舞台技術者ワークショップや出演者のためのスキルアップ講座を定期的で開催します。

平成21年度から文化庁が新たに開始したアートマネジメント人材育成重点支援事業の対象のひとつに採択されたことを契機に、大学や教育機関等との連携のもとアートマネジメント人材の育成・供給に重点的に取り組みます。

これらの事業とともに、従来から実施している大学等との連携によるインターンシップの受け入れや講師の相互派遣等の一層の充実を図ります。

d 「賑わいの創出」による地域振興と地域経済への貢献

一体運営による多彩でバランスの取れた事業展開により本館と芸術劇場で、劇場地区「アートエリア」を形成し、さらに地域の幅広い文化芸術施設等との連携や協力に積極的に取り組みます。

国際的な舞台芸術見本市と舞台芸術関係者によるネットワーク形成のための国際会議の開催（22年度～）や横浜トリエンナーレ等への協力をはじめ、赤レンガ倉庫1号館等近隣の文化芸術施設や地域の（公財）横浜市芸術文化振興財団等文化芸術団体との垣根を越えた体制作りを進め、発信力を高めて広域からの来場者や滞在者を集め地域の活性化を促すとともに地域経済に貢献します。

地域の広域文化拠点として、地域間交流に取り組み、当財団が制作創造した公演ソフトを地域の他文化芸術施設との連携や協力により展開したり、その地域での公演等をサポートすることで、地域の交流促進に取り組み、県域全体の文化振興に努めます。

サービスの向上について

各施設の実施方針

a 両館共通

本館、芸術劇場において、県民の皆さんが直接参加する機会の実現、県域の文化芸術団体及び個人の支援の増大に取り組みます。

本館、芸術劇場が共同して地域の個性を最大限に生かす「賑わいの創出」事業に取り組みます。

事業企画にあたっては、日本を代表する国際的作曲家である一柳慧芸術総監督と県が選任した芸術劇場の宮本垂門芸術監督の指導のもと、県民の皆さんの期待に応え、共感を得られる事業を立案し、県民の皆さんの多様なニーズにバランスよく応え、未来を見据えた神奈川ならではの文化芸術振興を総合的に図っていきます。

本館では主催公演と優れた公演を誘致する共催公演、芸術劇場では主催公演と提携公演等を中心に多彩なプログラムの実現を目指しますが、同時に実施日数には上限を設け、自主事業と共催／提携事業等、そして貸館事業との調整に十分配慮し、バランスのとれた利用の実現に努めます。

) 自主事業による利用日数のガイドライン

- ・本館 大ホール小ホール 利用可能日数の 25%程度

(現在の自主事業比率の維持・向上に努めます)

- ・芸術劇場 利用可能日数の 50%以上

- ・本館 ギャラリー 利用可能日数の 35%程度

神奈川県美術展含む

b 本館

大ホールでは、本格的な舞台機構を活かした国内外の一流のオペラ、バレエ等の大型の舞台芸術の上演に重点をおいて実施します。

小ホールにおいては、パイプオルガンを活用した事業や客席とステージが近いホールの特性を活かした室内楽公演をはじめ、地域とのつながりを重視した取り組みや観客拡大や芸術普及のための取り組みに重点をおいて実施します。パイプオルガン事業においても、パイプオルガンが設置されている横浜みなとみらいホールや県内音楽大学等と連携したプログラムをさらに充実強化するなど、より広がりのある事業展開を図ります。

ギャラリーにおいては、高さのある展示空間を活かし、“今の時代を切り取る、また先駆的な広がりをつくる感性豊かなテーマ性にあふれる企画展・作家展の開催”及び“幅広い県民参加を中心とする神奈川県美術展等の公募美術展”のふたつに重点をおいて事業展開します。

サービスの向上について

c 芸術劇場

モノを「つくる」、人を「つくる」、まちを「つくる」という三つの「つくる」を満たす創造型劇場として、演劇・ミュージカル・ダンス等の作品をオリジナルで企画、制作、展開していきます。国内外の優れた作品を招聘し紹介する機会を作り出すのみならず、より強く独自の作品創造による舞台芸術表現の新しい可能性を追求し、国内外に「神奈川ブランド」を発信します。

芸術文化創造振興事業

) 企画事業

- ・芸術監督の演出若しくは企画による作品を制作し、長期的な公演を行います。
- ・新進気鋭の若手演出家や劇作家、振付家等を起用し、神奈川から発信するオリジナル作品の制作公演や評価の高い作品の再演等を行います。
- ・ホールの客席形状が可変であり花道や鳥屋口の設営が出来る施設特徴を活かし、歌舞伎等の伝統芸能の公演にも積極的に取り組みます。
- ・また、他の公共劇場等との連携により多様な公演を実施します。
- ・様々な新しい舞台芸術表現が産み出されていることを踏まえ、演劇やダンスなど固有のジャンルに縛られず多様な舞台芸術表現の創造に取り組み、これまでと異なる幅広い観客層の取り込みに努めます。

) 提携事業

- ・制作会社や興行会社とのネットワークにより多彩で魅力的なプログラムを定期的に実施します。

国際芸術創造事業

世界に開かれた国際都市横浜の立地を最大限に活かすべく、海外のトップアーティストとの共同制作等国際色豊かな事業展開を積極的に進めます。

-) 海外のトップレベルのダンスカンパニーやアーティスト等の招聘公演を定期的に行います。

-) 海外のアーティストと国内のアーティストの共同制作を実施します。

-) 海外のフェスティバルや劇場、大使館等文化機関や国際交流基金等とのネットワークにより国際的な周年事業やアジアに向けた地域特性等を考慮し、上記事業を展開します。

県民創造支援事業

-) 県にゆかりの若手劇団等に作品制作・発表の機会を提供し、その制作過程をサポートします。

-) 県域の芸術団体及び個人の参加による共同公演を実施します。

人材育成普及事業

舞台芸術を支える各種専門家の育成を進めるとともに、青少年が舞台芸術に親しめるためのさまざまな普及事業を行います。

サービスの向上について

) 人材育成

明日のわが国の文化芸術の発展を担う各種の人材の育成に十分配慮し、若手を対象とする舞台芸術アートマネジメント専門家育成のためのプログラムや青少年が舞台芸術に親しめるための普及事業のより一層の充実を図ります。

- ・スタジオを中心に舞台芸術の専門家を育成する舞台技術者ワークショップや俳優のためのスキルアップ講座、アートマネジメント講座等を定期的 to 開催します。
- ・大学や教育機関と連携して、インターンシップの受入や講師の相互派遣等を行います。

) 普及

- ・制作中や公演中の作品理解につなげるアーティストトークや解説講座、バックステージツアー等を定期的 to 開催し、理解促進に努めます。
- ・夏休みの子ども向けやシニア対象など様々な体験的なワークショップやアウトリーチ事業等の開催により、舞台芸術に親しむ機会を提供します。
- ・公演鑑賞の手助けとなる鑑賞キット等を発行し、作品の理解促進につなげます。

) 研究

- ・大学や研究機関と連携し、舞台芸術や公共劇場等に関するシンポジウムや研究会の開催、関係学会への参加・発表等に取り組み、劇場運営に反映させます。
- ・研究成果をまとめた出版物等を編集発行します。

地域等連携事業

-) NHK等との連携により、アトリウム等館内で無料のアトラクションやインスタレーションの展示など様々なイベントを定期的 to 開催し、県民の皆さんが気軽に足を運べる機会を創出します。
-) 本館と芸術劇場で企画した公演等を県域の文化芸術施設等へ発信し、作品コンテンツ、ノウハウ等の提供を行い、広域文化芸術拠点として、県域の文化振興を図ります。

サービスの向上について

施設ごとの具体的な取り組み内容

a 平成 22 年度の自主事業（主な演目）

芸術劇場は年度後半からの開館となりますが、開館式典等及び芸術監督の企画・演出による演劇等の事業の他お披露目として多くの国内外の舞台芸術関係者が訪れる舞台芸術見本市等を開催し、また、スタジオでは神奈川を拠点とする若手演出家等の事業など自主事業を中心に展開します。

各事業の具体的な演目名や出演者等については、広報戦略上効果的な時期に開館プログラムの記者発表等により一斉に公表する必要性があり、また相手先との契約等が進行中のことでもあり、具体的な演目名等を表記しておりませんが、事業内容は次の通り予定しています。

芸術劇場 全館事業

公演ジャンル・公演名など	内容等	実施時期など
開館式典 「伝統芸能」公演 + 式典 (企画事業)	開館のこけら落としにふさわしい日本の伝統芸能による祝祭的公演と内覧会を含む開館式典。 開館を祝し、劇場の繁栄を願うとともに劇場を披露する。	平成 23 年 1 月 ホール、大中小スタジオほか
イベント 舞台芸術見本市 + 国際会議 (人材育成普及 / 地域等連携) 第 18 回神奈川国際芸術フェスティバル(予定)	国際的な舞台芸術の見本市(ブース展示、プレゼンテーション、ショーケース公演、セミナー等)と舞台芸術関係者のネットワーク構築のための国際会議を近隣の文化施設とともに開催。 国内外の舞台芸術関係者に芸術劇場をお披露目するとともに地域の文化芸術施設との連携により賑わいを作り出し、広域からの来場者の宿泊等により地域経済に貢献する。	平成 23 年 2 月 本館ギャラリー、会議室、芸術劇場ホール、大中小スタジオ等(予定)

サービスの向上について

芸術劇場 ホール事業

公演ジャンル・公演名など	内容等	実施時期など
演劇 「芸術監督演出」公演 (企画事業) 第18回神奈川国際芸術フェスティバル	芸術監督の企画・演出により戦後日本文学の代表作を新しい観点から斬新な切り口で舞台化。 芸術監督の目指すテーマ性を持ったオリジナル制作作品により芸術劇場の方向性を示す。	平成23年2月 ホール
演劇 「伝統芸能」公演 (企画事業) 第18回神奈川国際芸術フェスティバル	日本の伝統芸能作品を現代の視点から見つめ直して上演。 幅広いジャンル展開により多様な県民の皆さんに豊かな鑑賞環境の提供を図る。	平成23年3月 ホール

芸術劇場 スタジオ事業

公演ジャンル・公演名など	内容等	実施時期など
演劇 「若手劇団新作」公演 (県民創造支援事業) 第18回神奈川国際芸術フェスティバル	数々の文学賞等を受賞し、現在最も注目を集める若手演出家が主宰する神奈川を拠点として活動する劇団による新作公演。 若手県内劇団をスタジオの最初の公演とすることで今後のスタジオでの事業展開の方向性をアピールする	平成23年2月 大スタジオ
演劇 「実力派劇団新作」公演 (企画事業) 第18回神奈川国際芸術フェスティバル	国内外有名戯曲のレパートリー公演等が高い評価を受けている実力派若手演出家による日本文学の舞台化。 ホールと統一されたシーズンのテーマ展開により、劇場の特色を表す。	平成23年3月予定 大スタジオ
ワークショップ 「舞台技術ワークショップ」 (人材育成事業)	舞台技術者に向けた養成講座。 プロフェッショナルに向けた育成講座の開催により、多くの舞台芸術関係者に来場いただくとともに人材の育成を図る。	時期未定 中小スタジオ等

サービスの向上について

芸術劇場 その他事業

公演ジャンル・公演名など	内 容 等	実施時期など
演劇 「親指こぞう ブケッティ ノ」公演 (地域等連携事業)	子どものためのベッドで寝ながら聞 くお芝居を県域各地等の文化施設で 連続公演。 県域での展開により芸術劇場開館へ の期待を高める。	平成 22 年 秋

b 平成 23 年度からの自主事業 (主な演目)

本館 大ホール事業

) グランドオペラ

- ・ 神奈川国際芸術フェスティバル期間と年間プログラムを通して、自主制作公演をはじめ、藤原歌劇団、東京二期会等の国内トップレベルの団体の公演実施や横浜シティオペラ、首都オペラ等の県域の団体の公演を支援し、名作オペラを中心に上演していきます。
- ・ フィレンツェ歌劇場、バイエルン州立歌劇場、ウィーン国立歌劇場をはじめ世界各国から来日する一流歌劇場の神奈川公演を実現し、世界のオペラを紹介していきます。
- ・ 小澤征爾氏によるオペラを継続して支援します。
- ・ びわ湖ホール等、他の地域の公共ホールやオペラ制作団体等との共同制作による意欲的なオペラを上演します。

) グランドバレエ

- ・ 神奈川国際芸術フェスティバル期間と年間プログラムを通して、松山バレエ団、東京バレエ団、熊川哲也Kバレエカンパニー等の国内トップクラスのバレエ団の公演を実施します。
- ・ 神奈川県芸術舞踊協会、日本バレエ協会等、県域の舞踊団体を支援し、意欲的なグランドバレエ公演や現代舞踊作品による公演を実施します。
- ・ 世界各国から来日する優れたバレエを上演します。

) 大編成オーケストラ

大ホールの大空間を活かせる大型編成の管弦楽曲の大作やオーケストラの魅力
を存分に味わえる多彩なコンサートの展開に努めます。

- ・ 神奈川フィルハーモニー管弦楽団との連携により、「第九」交響曲、名曲コンサ
ートやポップスコンサート等、多彩なオーケストラコンサートを実施します。
- ・ 県民の皆さん自らが合唱に参加しともに創り上げる意欲的な大型の合唱付管弦
楽作品のコンサートを実施します。
- ・ オペラ、バレエの名曲による華やかなガラコンサートを実施します。

サービスの向上について

公演ジャンル・公演名など	内 容 等	実施時期など
グランドオペラ 第 18 回神奈川国際芸術フェスティバル 他地域の劇場ホールとの共同制作による名作オペラの上演 (主催)	これまで、びわ湖ホールと共同制作によりオペラ 4 作品を創造してきた実績を踏まえモーツァルトの作品を予定。 2007 年度「ばらの騎士」 2008 年度「トゥーランドット」 2009 年度「ラ・ボエーム」(予定) 2010 年度「アイダ」(予定)	平成 24 年 3 月 大ホール
グランドオペラ バイエルン国立歌劇場 (共催)	ミュンヘンにあるドイツを代表する歌劇場の引越し公演。	平成 23 年 9 月 大ホール
グランドオペラ 小澤征爾音楽塾オペラプロジェクト (共催)	日本を代表する国際的指揮者である小澤征爾氏が才能豊かな若手演奏家によるオーケストラとともに取り組んでいるオペラ・プロジェクト。 2000 年のプロジェクト開始時からほぼ毎年、大ホールで制作し公演している。	平成 24 年 3 月 大ホール
グランドオペラ 首都オペラ公演 (共催)	首都オペラは、葉山町を拠点に活動している県域のオペラ団体。合唱は県民参加による。 毎年 9 月に大ホールで合唱が活躍する作品を中心に上演。	平成 23 年 9 月 大ホール
グランドオペラ 横浜シティオペラ公演 (共催)	横浜シティオペラは、横浜市在住の音楽家を中心に構成されている NPO 法人のオペラ団体で横浜を中心に優れたオペラの定着を目的に活動。 毎年、大ホール、県立音楽堂、関内ホールで「神奈川オペラフェスティバル」を開催し、大ホールでは 11 月にグランドオペラを上演。	平成 23 年 11 月 大ホール

団体名	財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	----------------

<p>グランドオペラ 欧州、旧東欧圏各国の歌劇場 の公演を予定 (共催)</p>	<p>これまで毎年、プラハ国立歌劇場、レニングラード国立オペラ、ワルシャワ室内歌劇場等の欧州、旧東欧圏からの来日公演を実現させている。 演目は親しみやすい名作オペラ。</p>	<p>10月～2月の間で実施 大ホール</p>
<p>グランドバレエ 第18回神奈川国際芸術 フェスティバル 松山バレエ団公演 (主催)</p>	<p>松山バレエ団は、日本を代表するトップクラスのバレエ団。 開館以来、定期的に大ホールで公演しており県域のバレエ芸術の定着に多大な貢献をしている。 毎回、森下洋子氏、清水哲太郎氏の主演による豪華な公演を続けている。</p>	<p>平成23年秋 大ホール</p>
<p>グランドバレエ レニングラード国立バレエ (共催)</p>	<p>平成24年1月予定 共催 サンクトペテルブルクにあるマールイ劇場の日本公演。 毎年、定番で大ホール公演を行っている。</p>	<p>平成23年秋 大ホール</p>
<p>グランドバレエ 日本バレエ協会関東支部 神奈川ブロック公演 (共催)</p>	<p>日本最大のバレエ関係団体である日本バレエ協会の神奈川ブロックによる公演。毎年1月に大ホールでグランドバレエの演目を上演している。</p>	<p>平成24年1月 大ホール</p>
<p>グランドバレエ 熊川哲也 Kバレエ・カンパニー公演 (共催)</p>	<p>ロイヤルバレエ団前プリンシパルとして世界的に活躍している熊川哲也氏が率いるバレエ団の公演。毎年、開催している。</p>	<p>年数回 大ホール</p>
<p>グランドバレエ 欧州からのバレエ団の公演 を予定。 (共催)</p>	<p>これまで、マリンスキー・バレエ、ポリショイ・バレエ、キエフ・バレエ等の実績がある。</p>	<p>年数回 大ホール</p>
<p>大編成オーケストラ 神奈川フィルハーモニー管 弦楽団 名曲コンサート (共催)</p>	<p>神奈川県を代表するプロオーケストラである神奈川フィルによる演奏会。</p>	<p>年数回 大ホール</p>

団体名	財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	----------------

大編成オーケストラ 神奈川フィルハーモニー管 弦楽団 ポップスコンサ ート（共催）	神奈川県を代表するプロオーケストラ である神奈川フィルによる演奏会。	年数回 大ホール
大編成オーケストラ 神奈川フィルハーモニー管 弦楽団 特別演奏会 （共催）	年末にベートーヴェンの作品を予定	平成 23 年 12 月 大ホール
「賑わいの創出」特別プロ グラム 「オープンシアター」事業 第 18 回神奈川国際芸術フ ェスティバル （オペラ、バレエ、オーケス トラ、合唱、室内楽、リサイ タル、ライブ、ダンス、ショ ート公演、野外公演、ワーク ショップ等） （主催・普及事業）	本館と芸術劇場が共同して地域の「賑わ いの創出」を目的に実施する事業。終日、 劇場ホールを開放し、普及コンサートや 劇場ホールの紹介、各種体験コーナー等 を提供し、劇場ホールに親しんでいただ くことを目的とする。	平成 23 年 4 月 29 日、30 日 全施設 （本館大小ホール、ギャラ リー、前広場、芸術劇場ホ ール、大中小スタジオほか）
その他 神奈川県吹奏楽フェスティ バル （共催）	神奈川県吹奏楽連盟が毎年 11 月に開催 している県域の吹奏楽愛好家、団体のフ ェスティバル。	平成 23 年 11 月 大ホール
その他 神奈川県文化賞、スポーツ賞 贈呈式・祝賀音楽会 （共催）	文化スポーツに功績を上げた人物を表 彰するとともに、県民の皆さんの文化芸 術への関心を高める。	平成 23 年 11 月 大ホール
その他 舞踊 神奈川県芸術舞踊協会 アートダンスカナガワ （共催）	（社）神奈川県芸術舞踊協会が大ホール で隔年に行っている現代舞踊作品の新 作公演。	平成 23 年 10 月 大ホール

サービスの向上について

本館 小ホール事業

) パイプオルガン

- ・パイプオルガンと他の楽器等との競演によるクリスマスコンサートを実施します。
- ・若手オルガニストを積極的に起用した入門型の無料で入場制限を設けないプロムナード・コンサートを毎月実施します。
- ・横浜みなとみらいホール、ミュージア川崎、フェリス女学院大学などと連携したワークショップ等のネットワーク事業を実施します。

) 室内楽・声楽

- ・神奈川国際芸術フェスティバルと年間プログラムにおいて、ネットワークを活用した自主企画コンサートや、教育機関との連携や横浜シティオペラ等の地域で活動する文化芸術団体、個人等と積極的に連携を図り、親しみやすい内容のコンサートを実施します。

) 講座事業

- ・魅力的な講師陣を次々と起用し、オペラ、バレエ、音楽等をテーマに、芸術鑑賞への入口となるような分かりやすい実演付きという特色をもつ講座を年 4 回程度実施します。
- ・単に講座のみの開催にとどまらず主催公演ともリンクさせ、より分かりやすく本舞台を鑑賞できるよう設定します。
- ・特に日本の伝統をテーマにした「シリーズ 日本の伝統」を継続し、さらに充実を図り実施します。

公演ジャンル・公演名など	内 容 等	実施時期など
パイプオルガン パイプオルガン クリスマスコンサート (主催)	毎年クリスマスの時期に実施している人気のコンサート。 パイプオルガンと声楽や他の楽器等との競演により、毎回、出演者と相談しオリジナルなプログラムで開催。	平成 23 年 12 月 小ホール
パイプオルガン プロムナード・コンサート (主催)	原則毎月 1 回、お昼休みの時間帯に開催している入場無料、入場制限なしの気軽なパイプオルガンの無料コンサート。	毎月 小ホール

団体名	財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	----------------

パイプオルガン ワークショップ等タイアップ 事業 (共催)	近隣のホールや大学等と連携して 実施するワークショップなどの普 及事業。	年数回 小ホール
講座 舞台芸術講座 (主催)	舞台芸術を中心にその芸術世界の 魅力を分かりやすく紹介する普及 講座シリーズ。 オペラ、バレエ、音楽、日本の伝統 芸能等をテーマに実施。	年4回 小ホール
室内楽・声楽 季節の風コンサートほか (主催)	クラシック音楽の普及を目的に休 日の午後のティータイムの時間帯 にお送りする低料金の入門コンサ ート。 地域で活躍する演奏家の起用も行 なっていく。	年数回 小ホール
室内楽・声楽 かながわゴールデンコンサ ート (共催)	横浜在住の歌手のプロデュースに よる声楽のガラコンサート。 毎年5月に開催し、日本の一流歌手 たちが出演。	年2回 小ホール
室内楽・声楽 横浜シティオペラ 歌曲コンサート (共催)	横浜シティオペラメンバーによる 世界と日本のバラエティ豊かな歌 曲の世界を紹介するコンサート。毎 年、夏前に開催。	年2回 小ホール
室内楽・声楽 フェリス女学院大学 音楽の花束 (共催)	県内の専門音楽大学であるフェリ ス女学院大学とのタイアップ。フェ リスの教員、学生に出演により室内 楽の魅力あふれる世界を紹介して いる。大学とコミュニティとの橋渡 しをしている事業。	年数回 小ホール

サービスの向上について

芸術劇場 ホール事業

様々な客席形状に対応できる床昇降システムなど高度な施設機能を活かした神奈川から世界に発信する芸術性を追求した作品から、最大1,300名の収容人数に則した県民の皆さんの鑑賞ニーズに沿った親しみやすい作品など、多様で多彩な舞台芸術作品を企画事業と連携事業のバランスを取りながら展開していきます。

公演ジャンル・公演名など	内 容 等	実施時期など
<p>「賑わいの創出」特別プログラム 「オープンシアター」事業 (普及事業) (オペラ、バレエ、オーケストラ、合唱、室内楽、リサイタル、ライブ、ダンス、ショート公演、野外公演、ワークショップ等) 第18回神奈川国際芸術フェスティバル</p>	<p>本館と芸術劇場が共同して地域の「賑わいの創出」を目的に実施する事業。 終日、劇場ホールを開放し、普及コンサートや劇場ホールの紹介、各種体験コーナー等を提供し、劇場ホールに親しんでいただくことを目的とする。</p>	<p>平成23年4月29日、30日 全施設 (本館大小ホール、ギャラリー、前広場、芸術劇場ホール、大中小スタジオほか)</p>
<p>演劇 「新作演劇」公演 (企画事業)</p>	<p>話題性の高い有名演出家による演劇公演の開催により、県民の皆さんに豊かな鑑賞機会を提供するとともに広域からの集客による「賑わいの創出」を目指す。</p>	<p>平成23年4月(予定) ホール</p>
<p>演劇 「共同演劇」公演 「舞踊」公演 (県民創造支援事業・提携事業)</p>	<p>県域の芸術団体及び個人による共同公演や芸術団体等による連続公演。 県域の芸術団体及び個人等の公演を支援することにより芸術活動の活性化を図る。</p>	<p>平成23年5月 ホール</p>
<p>演劇 「新作演劇」公演 「話題作再演」公演 (提携事業)</p>	<p>若手演出家・劇作家等による制作公演等を提携事業として幅広く展開し、多くの県民の皆さんに多彩で豊かな鑑賞環境を提供する。</p>	<p>時期未定 ホール</p>

団体名	財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	----------------

演劇 「公共文化施設共同制作」公演 (企画事業)	多くの文学や映画等に多大な影響を与えたドイツの伝説を他の公共文化施設との共同制作による新作演劇で蘇らせる。 他の公共文化施設との連携により制作費やリスクの分担を図るとともに人材の交流を図る。	平成 23 年 11 月 ホール
演劇 「日本文学舞台化」公演 (企画事業)	日本文学を芸術監督の企画・演出により新しい視点で舞台化する第二弾 芸術劇場ならではの視点による作品制作により、広域からの集客により賑わい作りを目指す。	平成 24 年 2 月 (予定) ホール
ミュージカル 「芸術監督演出」公演 (企画事業)	ブロードウェイでも高い評価を得た芸術監督演出による神奈川を舞台としたミュージカルの長期公演。 多くの県民の皆さんに多彩で豊かな鑑賞環境を提供するとともに広域からの集客により賑わいを作り出す。	平成 23 年 6 月 ホール
ミュージカル 「話題作招聘」公演 (企画事業)	有名作曲家のブロードウェイミュージカル作品を著名俳優により再演。 優れた作品の招聘公演により県民の皆さんに多彩で豊かな鑑賞環境を提供する。	平成 23 年 7 月 ホール
コンテンポラリーダンス 「人気振付家」公演 (企画事業・提携事業)	若手振付家による新作ダンス公演。 これまで本館で展開してきた実績あるダンス事業を芸術劇場で引き続き、多様な事業展開を行っていく。	時期未定 ホール
落語 「人気落語」公演 (提携事業)	複数の落語家による公演。 多彩な事業展開により県民の皆さんに幅広い鑑賞環境を提供する。	平成 23 年 8 月 (予定) ホール

サービスの向上について

芸術劇場 スタジオ事業

公演や稽古で使用できる複数のスタジオを有機的に用いて、本館と芸術劇場ホールの事業を補完するとともに舞台芸術表現の新しい可能性を追求する先駆的な試みや人材育成事業等多面的に展開します。

公演ジャンル/公演名など	内 容 等	実施時期など
演劇 「新作演劇」公演 (企画事業)	有名演出家による新作演劇公演。 若者向けの話題作の公演により県民の皆さんに多彩で豊かな鑑賞環境を提供する。	平成 23 年 4 月 大スタジオ
演劇 「県域若手劇団」公演 (提携事業)	県域で活動する若手劇団等に発表の機会を提供する。 県域の芸術団体及び個人による公演を支援し、芸術活動の活性化を図る。	平成 23 年 5 月 大スタジオ
演劇 「人形劇」公演 (企画事業)	夏休みに向けた子供向け人形劇公演。 子ども対象の公演により幅広い年齢層の皆さんに劇場に足を運んでいただく。	平成 23 年 8 月 (予定) 大スタジオ
演劇 「小劇場」公演 「実験的」公演 (企画事業・提携事業)	実力ある演出家・劇作家等による新作公演や評価の高い作品の再演や舞台芸術の可能性を探る実験的・先駆的な制作公演など様々な公演を年間通して展開を図る。	時期未定 大スタジオ
ダンス 「新作舞踊」公演 (企画事業・提携事業)	国内外の若手振付家・ダンサーによる新作ダンス公演。 小スタジオでの長期的なワークショップ等により質の高い作品制作を目指す。	時期未定 大小スタジオ

団体名

財団法人 神奈川芸術文化財団

芸術劇場 全館事業

公演ジャンル/公演名など	内 容 等	実施時期など
ミュージカルワークショップ (人材育成普及事業)	芸術監督による長期的なミュージカルワークショップ。 指導によりプロフェッショナルな人材の育成を図る	平成 23 年 6 月 ~ 中小スタジオ (予定)
人形劇ワークショップ (人材育成普及事業)	海外の著名パフォーマーによる人形等を用いた舞台表現の可能性を広げるワークショップ。 優れた演出テクニックの教授によりプロフェッショナルな人材の育成を図る。	平成 23 年 9 月 中小スタジオ (予定)
インターンシップ 「専門家養成」インターンシップ (人材育成普及事業)	アートマネジメント等舞台芸術の専門家を志す人を対象とした養成研修。 現場での長期的な実習により人材の育成を図る。	時期未定 スタジオ、ホールほか
ワークショップ 「舞台技術ワークショップ」 (人材育成普及事業)	舞台技術者に向けた養成講座。 プロフェッショナルに向けた育成講座の開催により人材の育成を図る。	時期未定 会場未定
子ども向けワークショップ (人材育成普及事業)	夏休みに実施する子ども向け体験ワークショップ。 演劇の手法を用いてコミュニケーション能力等を養うとともに演劇や劇場に親しむ。	時期未定 中小スタジオ (予定)
講座 「舞台芸術講座」 (人材育成普及事業)	公演等に関連した理解促進のための解説講座や舞台芸術に関するレクチャー等を開催。	時期未定 中小スタジオ (予定)

サービスの向上について

本館 ギャラリー事業

) 現代美術等の展示企画

- ・現代美術のギャラリーとしての歴史と蓄積をもとに、高さのある展示空間を活かした時代の先端を拓く感性豊かなテーマ性あふれる企画展・作家展を開催します。
- ・具体的には、神奈川ゆかりの国内外の若手作家等に注目しながら、作家にとりジャンピングボードとなるような個展・グループ展を基本とし、5室ある展示室を活かした作品を展示できる作家を選定、紹介していきます。

) 県域最大規模の公募美術展「神奈川県美術展」の開催

- ・神奈川県との共同主催で「神奈川県美術展」を実施し、県民の皆さんに広く創造活動の成果を発表する機会を提供するとともに、新人作家の登竜門として芸術振興に寄与します。

) 普及への取り組み

- ・いずれの展覧会でも、広く知られていない現代の作家を紹介するにあたり、アーティスト・トーク、ギャラリー・トーク、ワークショップなどのエデュケーション・プログラムをあわせて実施し、美術に親しみ理解を深めてもらえる取り組みを行い集客に努めます。
- ・高校生以下無料の料金設定を生かし、近隣の学校にも働きかけ、美術教育への県民ホールギャラリー鑑賞の活用を提案していきます。

企画展名	内容等	実施時期など
神奈川県美術展 (主催)	47回を数える県域最大規模の公募美術展。 県域でも有数の広さをもつギャラリーを活かし、県民の皆さんによる美術文化を振興する。	平成23年7月～10月 24日間 10月厚木で巡回展を実施予定(共催)
企画展 現代美術のグループ展 (主催)	神奈川ゆかりや神奈川で発表する価値のある国内外の若手作家に注目し、そのジャンピングボードとなるような個展・グループ展を実施する。5室ある展示室を活かせる作家を選定。ギャラリー・トークなど普及事業を実施。	平成23年11月～12月 30日間
共催展 (共催)	現代美術の分野から意欲的な展覧会を誘致し、鑑賞機会を提供する。	時期未定

サービスの向上について

(イ) 事業の収支バランスの安定を図る取組みについて

a 事業の収支バランスの考え方

収入構造は、指定管理料、事業収入（チケット売上等）、外部資金（助成金、協賛金等）を柱に構成し、事業収入や外部資金の構成比率を向上させるよう多様な取り組みを行います。

集客性や収益性の高い公演事業等と先駆的、実験的な事業や人材育成普及事業等の教育的な事業とで、プログラム比率や収支に配慮し、年間の中でバランスの取れた事業展開を行います。

有料入場数は、本館大小ホール、芸術劇場ホール事業では、主催事業全体で概ね販売可能席の2/3席を目標値に設定し、ギャラリーについても、一企画展あたり1,000名を目標に更なる有料入場者数の向上に努めていきます。

b 指定管理料以外の収入の確保について

(a) 企画展開の充実による事業収入の確保

本館と芸術劇場の一体運営による高い企画力と、より多彩でバランスのとれた年間プログラム展開により、多様な県民の皆さんのニーズに応える質の高い事業を両館でバランス良く実施し、集客増、収入増を図ります。

これまで培ってきた高いプロデュース力により、出演者・指揮者などの起用に際し実力と話題性のある俳優やアーティストの起用に努め、公演の話題性や集客性を高めます。

事業実施の時期や期間に配慮し、神奈川国際芸術フェスティバルを核に年間の事業立案を行い、インパクトと注目度を高めます。更に芸術劇場では、年間の事業展開にあたりシーズン毎に特色を持たせ、リズム感を持った展開を行います。

プレクチャー、アーティストトーク、公開リハーサル、ワークショップなどの事業に対する興味と理解を深めるための様々な関連企画を実施し、多くの人に関心を持ってもらい集客増へとつなげます。

高齢者や障害者の皆さんに配慮しきめ細やかに対応することや子ども達や子育て中の保護者を対象とした入場制限を設けない事業等の実施などにより、公演等に足の重いお客様にもできるだけ鑑賞しやすい環境を整備し、総合的に集客を増やします。

c 広報宣伝・営業の強化

広報担当セクションを強化し、専門的ノウハウを駆使した効果的な広報展開により積極的にマスコミに働きかけます。新聞雑誌等メディア上での公演情報の紹介を増やすとともに、広報誌やチラシ・ポスターやWEBサイトをグレードアップさせるなど様々なツールで公演情報を提供し、県民の皆さんが情報にアクセスしやすい環境を整備し、集客増につなげます。

サービスの向上について

営業セクションを強化し営業力の更なる向上を図ります。両館で年間を通しての多彩なプログラム展開により、販売公演構成を増やし、一般販売のみならず各種厚生福利団体、鑑賞団体、学校関係等への販路をより一層開拓し、一般販売に先立ち団体顧客で一定の売上を確保します。

会員組織を再編し公演等情報をダイレクトにお客様に届ける体制作りを行うことにより「劇場付きのお客様」組織を作り上げ、収入の安定化を図ります。

d チケット販売戦略の強化

これまでの本館での販売経験を踏まえ、各世代や需要に対応するよりきめ細やかなチケットの特典等を設けます。若い世代には学生券の設定や高齢者に向けたシルバー券、次世代の子ども達には親子券の設定やカップル向けのペア券、リピーター券など多様な特典や割引のあるチケットの組み合わせを工夫し、すべての県民層に対応できるよう更に工夫を重ねます。

チケットセンターをさらに充実させ、窓口販売、電話予約販売、インターネット予約、コンビニ決済等、多様なツールにより購入しやすいサービスを提供します。

e 外部資金獲得への取り組み

文化庁、(財)地域創造を始めとする公的助成金と民間助成団体に対して、両館でその制度に最適な事業を選択し、積極的に申請することにより最も効果のある助成金獲得に努めます。

これまで本館では文化庁の芸術拠点形成事業として平成 14 年度から 7 年間に渡って支援をいただいていたこと、22 年度以降についても、両館が一体となってより効率的な支援獲得に努めます。

(財)地域創造、(財)セゾン文化財団、(財)三菱 UFJ 信託芸術文化財団、(財)アサヒビール芸術文化財団、(財)花王芸術・科学財団など公的、民間の助成団体のほぼ全てを対象に、積極的に助成申請することにより、引き続き外部資金を獲得します。

企業協賛金などの獲得活動として、これまで神奈川国際芸術フェスティバルを中心にした事業について約 70 社以上の企業からのご支援をいただいていたこと、今後、できるだけ早い時期に公益法人認定を得て、更に寄付等をいただきやすい体制を整えるなど、様々な方法でのご支援をいただける仕組みの整備に努めます。

また、協賛や寄付に関しては、事業単位の大口協賛金の獲得とともに、劇場の活動に対して地元企業等を中心にした小口の支援や現物での支援、更に個人のサポーターからも寄付等をいただけるよう、チラシ、WEB サイト、情報誌などへの広告や名前の掲載などご支援いただいた企業や個人へのインセンティブについても配慮し、継続して外部資金獲得活動を積極的に行います。

サービスの向上について

過去3年間の獲得実績（参考）

単位（千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
文化庁	38,600	38,600	29,200
地域創造ほか	24,900	33,981	29,100
民間助成金	2,000	3,600	1,900
合計	65,500	74,181	60,200

このほか70社を越える企業の皆様から協賛金、広告でのご支援を頂いているほか、渡航費、飲み物など現物でのご支援も頂いております。

f 事業経費節減の取り組み

(a) 共同制作や連携による費用とリスクの分担

県域の文化施設・団体や全国の公共文化施設等との共同制作や企画連携をこれまで以上に進め制作費の軽減やリスク分散を図ります。さらに海外の劇場等との共同制作や連携も積極的に推進します。

(b) 一体化による効率的な制作体制

これまで都内で行っていた本館の公演の稽古を芸術劇場のスタジオで行うことで、交通費、運搬費、稽古場代を節約したり、機材等の融通やスタッフ等人員の効率的な配置を図るなどにより、制作費の節減を進めます。

g 利用料金収入の確保

(a) 貸館に配慮した自主事業配分

本館ではこれまで自主事業の開催時期を調整し、従来秋に開催していたフェスティバルを比較的貸館の利用が少ない時期に設定することにより、ハイシーズンの貸館をより多く取り込んできました。今後も神奈川国際芸術フェスティバル時に自主事業を集中するなど、年間プログラムの中で効率の良い事業配分により貸館利用を促進します。

芸術劇場においても、特定貸館や一般貸館のきめ細やかな利用調整により効率的な貸館利用を促進します。

また、本館小ホールや会議室では同一日内のよりきめ細やかな時間調整により午前午後等一日内での複数利用により貸館利用の増に努めます。

(b) 積極的な営業による貸館の獲得

本館では、これまでの実績を踏まえ、シーズン毎や定期的に利用いただいた相手先に事前に営業をかけることにより固定利用者を確保します。芸術劇場では、特定貸館等に対してこれまで本館等で培ったネットワーク等を活用し、興行会社や制作会社、劇団等に積極的に営業をかけることにより、貸館の利用促進を図り、利用料金収入の確保を行います。

サービスの向上について

(c) 駐車場利用の促進

本館ではこれまでに駐車場を 24 時間利用可能とすることで利用料金増を図ってきました。芸術劇場の駐車場も同様に 24 時間利用とし、両施設を一体運営することで公演時等利用が集中する時間帯の満車の際に相互にきめ細やかに誘導しあうことで、利用者の利便性を高めるとともに利用増を図ります。

サービスの向上について

イ その他県民ホールの設置目的を達成するための事業の実施に関する業務について

(ア) 文化芸術情報の収集提供に関する業務について

神奈川県文化芸術の拠点施設として、県民ホールなどの施設や事業に関する情報発信や記録作成にとどまらず、舞台芸術や県域の文化芸術施設に関する情報収集を広く行い、県域の文化芸術情報を県民の皆さんに提供し、文化芸術への関心を高めていきます。

a 県総合文化芸術情報誌「神奈川芸術 PRESS」と県総合文化芸術情報ホームページ「かな@」の再編充実

従来県から当財団が受託してきた情報誌「神奈川芸術 PRESS」を芸術劇場開館に併せて再編し、県域の文化芸術情報について紹介するとともに、本館、芸術劇場、県立音楽堂、県立かながわアートホールの事業情報、アーティスト情報などを詳しく取り上げる県域の文化芸術総合誌として、読み物としても楽しめるように内容を充実させ、広く情報提供をおこなっていきます。

また、ホームページ「かな@」については、県域の文化芸術情報検索サイトとしての機能を充実させ、県の生涯学習情報システムの催物情報とも連携をとりながら、文化芸術に関する新鮮なトピックスを取り上げるなどアクセス数を更に向上させる取組みを行います。

b データの保存・発信の工夫

主催事業の公演写真・映像、戯曲等資料を体系的に記録、収集、保存します。蓄積したアーカイブデータは、著作権等に配慮したうえで、毎年のアニュアルレポートでの掲載や映像の二次利用など多様な活用に努めます。

c ブックスペースの活用

芸術劇場アトリウムの2階に資料閲覧や関係書籍の販売を行うブックスペース（仮称）を設けます。本館や芸術劇場で行っている事業に関連する資料等や公演パンフレット、戯曲等を閲覧、販売するとともに、舞台芸術や県内の演劇に関する情報の提供に努めます。

サービスの向上について

(イ) 運営改善のための恒常的な評価活動について

社会環境や県民のニーズの変化などに的確に対応し、施設の設置目的をより効率よく実現していくため、事業の方向性や内容、手段などを定期的に検証し改善する評価活動を施設運営の基本的な活動に位置づけます。

自己点検・自己評価

事業実施や施設維持管理にあたっては、目標値や基準値等の指標を設定することを基本とし、担当者が具体的に業務内容の自己点検を行えるようにするほか、担当者を交え成果や実施状況を確認する内部の評価会議を年数回開催し、日常の業務において、計画から実施、改善にいたるPDCA(Plan Do Check Action)サイクルを適切なタイミングで着実に実施します。

評価内容は、施設利用率、入場者数、事業数、有料販売数、メディア掲載数、といった定量的評価に加え、利用者ニーズの把握や苦情処理、トラブルへの対応などの報告もあわせ、事業内容、お客さまサービス、施設維持、地域貢献、組織運営といった観点から評価を行い、施設の設置目的が達成されているかを総合的に評価するよう工夫します。

また、年度ごとに重点的な評価領域を定め、関係者へのアンケート調査やヒアリングを実施するなど、中長期的な視点からの事業評価を重ねる工夫を行います。

毎年度、自己評価報告書を作成し、組織全体で運営状況や改善状況を共有します。

外部評価

外部有識者等から構成される外部評価委員会を設置します。自己評価報告書等を基礎資料とし、視察やヒアリング等の活動を通して、事業内容や施設維持管理等について毎年度、評価いただき、その結果を次年度以降の事業改善や事業計画の見直しの基礎資料とします。

情報の公開

運営状況を示す基本的な指標や外部評価の結果等については、WEBサイト等を通じて広く公開します。

サービスの向上について

3 利用者への対応について

(1) サービス向上及び利用促進のための取組みについて

ア 利用者サービスの向上に向けた取組みについて

利用者の利便性を高める様々な対応を行います。

(ア) 開館日及び開館時間の柔軟な設定

a 開館日の設定

県民ホールの開館日は1月5日から12月27日となっておりますが、本館大ホールや芸術劇場ホールの利用希望がある場合には年末年始も開館し、県民の皆さんの鑑賞機会の拡大や利用料の増収を図ります。

b 開館時間の設定

本館で開催される学術会議や大会などで開演時刻が早い場合には開館時刻を繰上げます。また雨天・荒天時には開館時刻を早めます。

利用に伴う準備を早朝から行う場合や撤収作業が深夜に及ぶ際には、エントランスは施錠しますが作業に必要な施設は利用可能とします。

(イ) 空き日利用について

a 本館の対応

空き日については、県民の皆さんの芸術活動発表の場としての利用が多い小ホールとギャラリーについてはWEBサイトで広報しております。

大規模なイベント等での利用が主体となる大ホールにおいては利用者がお問い合わせから決定までの時間を要すること、また会議室については短時間の間に利用状況が変動することから、これらの施設の空き日については電話でお問い合わせいただきます。

高い利用率を維持するためのこれらの対応を今後も継続します。

b 芸術劇場の対応

劇場コンセプトや施設条件を踏まえて利用調整を行なうことを基本としておりますので、空き日についても利用計画書を提出いただき、申込者の利用計画と芸術劇場の設置条件等とのすり合わせを行なった上で利用者を決定します。そのため空き日については、本館大ホールと同様に電話でお問い合わせをいただき手続きを進めます。

(ウ) 特例利用について

本館、芸術劇場とも県民の皆さんの鑑賞ニーズに応える公演などによる連続利用等については一定の基準を満たすことで、特例利用として通常の申込開始日以前に手続きをすることができます。

サービスの向上について

イ 利用者ニーズの把握及び事業等への反映並びに苦情処理やトラブルへの対応について

県民の皆さんに満足いただける事業展開・施設運営を行い、広範囲なサービスを提供するために県の民の皆さんとの信頼関係を強化することを目指します。常に県民の皆さんのニーズの把握に努め、それらに迅速に responding していくことができるよう当財団の仕組み・運用について継続的に改革していくことに努めます。

(ア) 利用者の意見・要望の把握や施設運営への反映について

施設をお使いいただくお客様、公演・展示会を鑑賞されるお客様などの要望や提案をお伺いするために、従来より本館ではアンケート・満足度調査・懇談会などを行っています。芸術劇場においても同様にお客様のさまざまな声を把握します。

ご要望・ご提案のうち施設運営や公演実施についてのソフト面のことや当財団が改善できるハード面については、できるだけ早くお答えするようにします。なお施設や設備に関して高額な費用を要するものなどについては設置者である神奈川県へ随時、お客様の意見を報告します。

お客様からのさまざまな声やそれに対する当財団の取り組みについては、直接お客様に回答するほかWEBサイト内のコーナーにおいて公表するなど「お客様との双方向コミュニケーション」を活性化します。

(イ) 苦情処理・トラブル対応について

お客様の満足度を高めるために、苦情に対して適切かつ迅速に対応します。また苦情の性質、程度、法的な責任、社会的責任、発生頻度などを考慮し、苦情原因の是正及びその予防に努めます。

苦情処理体制としては館長を苦情処理責任者としていますが、日常の運営においてはできるだけ迅速に対応できるよう既に文書化された手順をさらに見直します。手順書には、一次対応者の対応、内容別担当課、担当課責任者の対応などを示します。

(ウ) スマイル研修をスタートします。

苦情処理やトラブル対応についてはこれまでもOJTを行ってきましたが、お客様満足を追求するための「スマイル研修」をスタートさせ、日常業務の中でお客様から直接意見を伺う機会の少ない部門も含め、すべての職員がお客様の視点から行動する法人風土を醸成します。

本館・芸術劇場の担当者が講師となりお客様からの意見をもとに、お客様の意識や関心の変化、当財団への期待、お客様との思い込みのズレなどを具体的事例を通して共有していきます。

サービスの向上について

ウ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動について

- (ア) 広報・営業の一体化による戦略的な新しい観客づくりや劇場イメージづくり
広報体制の強化を行い、営業と連動した広報の戦略的展開と劇場の統一的形象づくりを図ります。
専任の広報担当を置き、財団全体の広報や県域の情報収集提供を担うと共に、本館、芸術劇場の施設広報や芸術劇場開館時の広報・宣伝、神奈川国際芸術フェスティバルの全体広報、そして事業や営業等の担当と密接な連携を図った事業毎の広報・宣伝を戦略的に推進します。
広報宣伝予算、発行物のスケジュール、DM発送等を一括で管理することにより、全体での効率化を図ります。
また、劇場案内リーフレット、広報誌、年間プログラム(公演スケジュール)冊子、公演ポスター・チラシ・パンフレット、プレスリリース、招待状等劇場発行物のデザインを統括的に管理し、劇場コンセプトに基づいた統一的形象を創出するプロモーション活動を実施します。
- (イ) 様々なメディアの活用による認知度向上を図る取り組み
芸術劇場開館に合わせ幅広い広報・PRを戦略的にを行います。段階的に開館に向けた県民の皆さんの期待を高めるため、施設竣工、プレ事業、開館記念公演チケット発売、公演前などの各スケジュールに合わせて、チラシ・ポスター、交通広告、専門誌・一般紙など対象別に効果的な媒体を選択し、効率的・戦略的な広報・宣伝展開を行います。
また、開館時に劇場使命や開設過程等を紹介する印刷物を発行し、新しい公共劇場の誕生をアピールします。
- (ウ) 観客のアクセス向上への取り組み
WEB媒体の新しいテクノロジーを活用し、動画による予告編や演出家のメッセージの発信、関連講座等のネット配信など幅広い情報提供を行い、認知度の向上や集客につなげます。デザインについては、県の情報バリアフリーガイドラインに基づき、高齢者、障害者を含め、誰もが容易に利用できるように配慮します。また、海外や外国籍県民に向けて英語での基本情報の発信を行います。
県域交通機関とタイアップを積極的に図り、最寄り駅などにアクセス向上のための公演情報コーナーの設置に努めるなど、来場者への案内を行うとともに乗降客への公演広報に努めます。

サービスの向上について

4 安全管理について

(1) 日常時の安全管理について

劇場運営においては、楽屋口入退場管理、パブリックエリアとプライベートエリアの通過管理、災害・事故発生時の観客の避難誘導など、一般の建物には無い安全管理が必要です。当財団ではこれまでの本館の劇場運営の経験から次のような日常的な対策を講じており、これを継続するとともに芸術劇場においても同様の対応を行います。

ア 防犯対策

劇場においてプライベートエリアへの不審者の侵入防止は利用者の安全の確保の面で重要な事項です。

(ア) 警備員の常駐

楽屋口警備：楽屋口利用時間帯は警備員を常駐させます。

通用口警備：職員通用口に警備員を配備し、職員及び関係者の入退館はＩＣカードで管理します。（芸術劇場は楽屋口、通用口が同一となります）

(イ) 電子錠の設置

セキュリティ管理が必要なエリアとパブリックスペースを区別する扉には、ＩＣカードやテンキー式の電子錠を設置します。

(ウ) モニターカメラによる監視

職員が常駐できないエリアについては設置されたモニターカメラにより職員がいる事務所及び防災センター（芸術劇場では管理組合が担当）で監視します。

イ 防災対策

地震や火災等の発生に備えて、設備面を充実し訓練による職員の意識・対応能力の継続的向上を行います。

(ア) 設備面の充実

本館においては緊急地震速報を活用し想定震度に応じた対応を行います。

想定震度が３～６弱

館内に設置された情報端末が発報し関係者に情報を伝達します。

これに基づき想定震度に併せた対策を講じます。

想定震度が６強以上のとき

非常放送設備と連動し館内全体に放送が流されます。

〔 本館における緊急地震速報の情報端末の設置場所

管理事務室、防災センター、中央監視室、大・小ホール舞台操作盤 〕

芸術劇場は建物が免震構造のため地震による建物への影響は少ないと想定していますが、緊急地震速報の情報を収集し適宜お客様に必要な情報を提供します。

(イ) 職員の意識及び対応能力の向上

専門機関が開催する講習・研修の受講、防災・防火計画の策定、それらに基づく訓練の繰り返しにより職員の対応能力を継続的に向上します。

サービスの向上について

講習 / 研修の受講

主要な劇場職員は甲種防火管理者の認定を受けており、また消防法改正に対応するために防災管理者の認定も順次進めています。

共同防災・防火計画の策定

従来より防火計画を策定しておりますが、消防法の改正に伴う地震対応を含めた総合的な防災計画を策定します。

本館、芸術劇場とも管理権原者が複数となることから、指定管理対象の場所以外の管理権原者との共同防災・防火管理を行います。

訓練の実施

劇場は特定防火対象物のため年2回以上の消火訓練・避難訓練、年1回以上の通報訓練が義務づけられていますが、これらを組み合わせ、また地震の発生や夜間の災害発生などを想定し、年4回の訓練を実施することで職員の対応能力を高めます。

ウ その他の安全管理対策

(ア) 来場者の安全確保のための取組み

避難誘導體制の確認

公演直前の最終打合せにおいて避難誘導體制、終演時における観客の安全な退館方法等について主催者、運営スタッフを交えて確認します。

客席案内の実施

劇場各席内には階段があり、またロビーに比べて照度が高くないため転倒者が発生することが想定されます。その防止策としてレセプションによる客席内での注意喚起等を行います。

利用者に向けた広報

WEBサイト内に「県民ホールにおける安全対策」のページを設けて利用者の安全意識の向上を図ります。

(イ) 安全で円滑な利用のための取組み

利用者への事前の助言

施設利用に際しては事前に催事内容や設営状況について舞台職員を交えて詳細な打合せを行うことで、危険箇所の発見や消防法関連事項の説明と対応方法の助言を実施します。

利用当日の対応

事故発生率が高い舞台においては舞台職員が安全管理を行うとともに、舞台上にいる利用者に対してタイムリーな助言を行います。

混乱等の回避

特に本館においてはさまざまな団体・法人等の利用による大会が開催されます。このような場合を含め混乱等が予測される場合、VIPが来場する場合などには事前に所轄の加賀町警察署に連絡・協議を行い必要な対策を実施します。また爆破予告などがあった場合にも同様とします。

サービスの向上について

傷病者対応

館内各所に自動体外式除細動器（AED）を設置します。併せて職員（当財団職員、レセプションリスト、警備員、舞台職員）には救命講習を受講させAEDの取り扱いが行えるようにします。また日々の勤務責任者には日本赤十字社救急法救急員の認定を受けた者をあてます。

その他の対応

新型インフルエンザによるパンデミック対応マニュアルを整備し、マスクや消毒液等の備蓄をします。

(2) 緊急時の対応について

施設における事故等で利用者や観客に影響が大きいものは火災と地震であり、それらの事態の発生に備えマニュアルを整備して次のような対応を行います。

ア 火災の場合

火災の発生時には速やかに初期消火を行い防災センターへ通報します。併せて在館中の最上位者を隊長とし自衛消防隊を組織、利用者や観客の避難誘導を行います。

(ア) 避難誘導時の留意事項

早期・確実な情報提供を行う

災害発生時に観客が不安定な心理状態から反射的に行動し、また集団のパニック状態になることを回避するため適宜公演を中止し、速やかに的確な情報を提供します。

避難口を明確にする

避難開始にあたりレセプションが客席扉を開放し、黄色い旗などの目立つもので示すとともに声を出して避難口に誘導します。

(イ) 避難誘導の役割分担

観客の誘導 - レセプションリスト・主催者（トイレ等の確認も行う）

出演者の誘導 - 舞台担当職員（楽屋及び周辺の確認も行う）

会議室利用者の誘導 - ホール運営担当職員

ギャラリー利用者の誘導 - ホール運営担当職員

飲食店利用者の誘導 - 飲食店職員

(ウ) 避難誘導完了後の対応

各施設の避難誘導完了の確認を速やかに行います。

チケット代金の払い戻し方法など必要な状況説明を行います。

イ 地震の場合

「大規模地震に対応する防災体制の整備」に関する消防法が改正され平成21年6月1日に施行されました。本館では昨年度、緊急地震速報を活用する防災体制を整備し利用者及び観客の安全確保を行っています。

サービスの向上について

緊急地震速報活用の原則として本館では震度 6 強以上の地震の到来が予想された場合、全館非常放送を行います。予想震度が「6 弱」以下の場合はスタッフ及び関係者が緊急地震速報の内容を把握し、必要な体制をとります。

芸術劇場は免震構造のため緊急地震速報による想定震度に対して本館よりも揺れが弱いことが予想されますが、状況に応じ利用者の安全確保のための対応及び情報提供を行います。

管理経費の節減

管理経費の積算に当たっては、これまで当財団が本館の管理運営を通して蓄積した実績と劇場運営のノウハウをもとに、以下の収入向上策と維持管理経費節減策により県支出金の低減を実現します。

ア 利用料金収入の向上

(ア) 本館における収入向上策

指定管理第1期目における当初の利用料金収入予算は225,000千円でしたが、神奈川国際芸術フェスティバルの開催時期を秋から春に移動しハイシーズンの貸し館日数を増加させ、また空き日についての利用を促進させる営業をよりきめ細かく行うなどの工夫をして平成19、20年度は85%以上の利用率を確保し、利用料金収入予算を超えることができました。更に積極的な営業努力で平成23年度から245,000千円の利用料金収入の確保を目指します。

(イ) 芸術劇場における収入向上策

芸術劇場の開館は平成23年1月の予定ですが、建物が引き渡される平成22年8月から駐車場の営業を開始することで平成22年度の駐車場収入は22,500千円、本格的な貸し館利用が始まる平成23年度は利用料金収入として147,000千円を見込んでいます。

劇場の広報、特定貸館の営業活動、スタジオを中心とした一般利用の促進などにより毎年度利用料金収入を向上させ、平成26年度には本館と同様の85%の利用率とし183,000千円の利用料金収入を計画しました。

イ 収支計画について

(ア) 本館の収支計画

平成23年度の収入は芸術劇場の開館に伴いダンス等の事業を芸術劇場に移行させるとともに、創造的事業の重心を芸術劇場に移すため、平成21年度の予算対比で指定管理料を100,847千円減少させ、一方利用料金収入は20,000千円の増額を見込みました。その他、事業料収入、協賛金収入は事業量の減少に伴い83,934千円減じております。

支出につきましては、自主事業の事業費を事業量の減少に伴い平成21年度対比で144,464千円減少させ、人件費はダンス、演劇の制作担当職員を芸術劇場に異動させるため22,000千円減少させております。

さらに本館と芸術劇場の一体管理に伴い委託業務の合理化を検討し、機械設備が異なるため一体管理を行えない舞台業務や保守点検業務を除き、清掃業務や保安警備業務について一括発注を行なうことにより5,000千円の委託費の減を見込んでおります。

これら節減効果のうち、6,683千円を施設の老朽化に伴い増加が予想される修繕費に充当しております。

(イ) 芸術劇場の収支計画

必要な経費を精査し見積もっておりますが、収入については貸し館利用が開始される平成23年度より利用料金収入を順次増額させる計画とし、それに伴って指定管理料を順次減少させる計画としております。

また、事業収入が大半を占める「その他(協賛金等)」は平成27年度には平成22年度対比で約66.8%の増額を見込み、事業費も同様に約66.8%に増額させるなど積極的に事業内容の充実に努めます。

管理経費の節減

収支計画

収入

(単位：千円)

区分	22年度	内訳		23年度	内訳	
指定管理料	557,000		557,000	1,204,000	1,204,000	1,204,000
利用料金収入	22,500	ホール等 駐車場	0 22,500	392,000	ホール等 駐車場	268,000 124,000
その他(協賛金等)	194,963	別表のとおり	194,963	309,739	別表のとおり	309,739
収入計	774,463		774,463	1,905,739		1,905,739

支出

(単位：千円)

区分	22年度	内訳		23年度	内訳	
自主事業の事業費	314,963	出演料等	314,963	559,017	出演料等	559,017
人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)	232,000	給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金	176,786 22,258 32,956 0	451,148	給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金	336,250 46,250 59,644 9,004
消耗品費	18,751	事務用品等	18,751	22,851	事務用品等	22,851
事務機器賃借料	14,333	施設予約システム賃借等	14,333	34,175	施設予約システム賃借等	34,175
通信費	2,276	電話代等	2,276	11,793	電話代等	11,793
光熱水費(電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料等)	28,623	電気代 ガス代 水道代	20,633 3,179 4,811	127,982	電気代 ガス代 水道代	87,564 13,716 26,702
修繕費	0	小破修繕	0	43,402	小破修繕	43,402
業務委託料(様式4に記載)	143,331	別表のとおり	143,331	582,484	別表のとおり	582,484
その他	20,186	旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 雑支出 繰入金支出	700 0 7,055 80 0 11,900 451 0	72,887	旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 雑支出 繰入金支出	1,454 500 9,660 1,436 45 24,329 187 913 34,363
支出計	774,463		774,463	1,905,739		1,905,739
差額	0		0	0		0

平成22年度については芸術劇場分のみ

管理経費の節減

収支計画

収入

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	1,192,000	1,180,000	1,168,000	1,168,000
利用料金収入	404,000	416,000	428,000	428,000
その他(協賛金等) (別表のとおり)	350,263	369,828	383,862	408,397
収入計	1,946,263	1,965,828	1,979,862	2,004,397

支出

(単位：千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
自主事業の事業費	599,541	619,106	633,140	657,675
人件費(給与、各種 手当、法定福利費、 アルバイト賃金等)	451,148	451,148	451,148	451,148
消耗品費	22,851	22,851	22,851	22,851
事務機器賃借料	34,175	34,175	34,175	34,175
通信費	11,793	11,793	11,793	11,793
光熱水費(電気使用 料、ガス使用料、上 下水道使用料等)	127,982	127,982	127,982	127,982
修繕費	43,402	43,402	43,402	43,402
業務委託料(様式4 に記載)	582,484	582,484	582,484	582,484
その他	72,887	72,887	72,887	72,887
支出計	1,946,263	1,965,828	1,979,862	2,004,397
差額	0	0	0	0

管理経費の節減

(内訳)

収支計画(本館)

収入

(単位:千円)

区分	22年度	内訳	23年度	内訳
指定管理料			583,000	583,000
利用料金収入		ホール等 駐車場	245,000	ホール等 駐車場 166,000 79,000
その他(協賛金等)		別表のとおり	81,314	別表のとおり 81,314
収入計			909,314	909,314

支出

(単位:千円)

区分	22年度	内訳	23年度	内訳
自主事業の事業費		出演料等	130,592	出演料等 130,592
人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)		給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金	203,148	給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金 148,115 22,006 24,023 9,004
消耗品費		事務用品等	11,779	事務用品等 11,779
事務機器賃借料		施設予約システム賃借等	19,622	施設予約システム賃借等 19,622
通信費		電話代等	9,260	電話代等 9,260
光熱水費(電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料等)		電気代 ガス代 水道代	85,089	電気代 ガス代 水道代 58,429 9,548 17,112
		小破修繕	38,402	小破修繕 38,402
業務委託料(様式4に記載)		別表のとおり	357,736	別表のとおり 357,736
その他		旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 雑支出 繰入金支出	53,686	旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 雑支出 繰入金支出 754 500 5,130 816 45 11,429 187 462 34,363
支出計			909,314	909,314
差額			0	0

管理経費の節減

(内訳)

収支計画(本館)

収入

(単位:千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	583,000	583,000	583,000	583,000
利用料金収入	245,000	245,000	245,000	245,000
その他(協賛金等) (別表のとおり)	81,772	82,230	82,688	83,147
収入計	909,772	910,230	910,688	911,147

支出

(単位:千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
自主事業の事業費	131,050	131,050	131,966	132,425
人件費(給与、各種 手当、法定福利費、 アルバイト賃金等)	203,148	203,148	203,148	203,148
消耗品費	11,779	11,779	11,779	11,779
事務機器賃借料	19,622	19,622	19,622	19,622
通信費	9,260	9,260	9,260	9,260
光熱水費(電気使用 料、ガス使用料、上 下水道使用料等)	85,089	85,089	85,089	85,089
修繕費	38,402	38,402	38,402	38,402
業務委託料(様式4 に記載)	357,736	357,736	357,736	357,736
その他	53,686	53,686	53,686	53,686
支出計	909,772	909,772	910,688	911,147
差額	0	458	0	0

管理経費の節減

(内訳)

収支計画(芸術劇場)

収入

(単位：千円)

区分	22年度	内訳		23年度	内訳	
指定管理料	557,000		557,000	621,000		621,000
利用料金収入	22,500	ホール等 駐車場	0 22,500	147,000	ホール等 駐車場	102,000 45,000
その他(協賛金等)	194,963	別表のとおり	194,963	228,425	別表のとおり	228,425
収入計	774,463		774,463	996,425		996,425

支出

(単位：千円)

区分	22年度	内訳		23年度	内訳	
自主事業の事業費	314,963	出演料等	314,963	428,425	出演料等	428,425
人件費(給与、各種手当、法定福利費、アルバイト賃金等)	232,000	給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金	176,786 22,258 32,956 0	248,000	給与 法定福利費 各種手当等 臨時雇賃金	188,135 24,244 35,621 0
消耗品費	18,751	事務用品等	18,751	11,072	事務用品等	11,072
事務機器賃借料	14,333	施設予約システム賃借等	14,333	14,553	施設予約システム賃借等	14,553
通信費	2,276	電話代等	2,276	2,533	電話代等	2,533
光熱水費(電気使用料、ガス使用料、上下水道使用料等)	28,623	電気代 ガス代 水道代	20,633 3,179 4,811	42,893	電気代 ガス代 水道代	29,135 4,168 9,590
修繕費	0	小破修繕	0	5,000	小破修繕	5,000
業務委託料(様式4に記載)	143,331	別表のとおり	143,331	224,748	別表のとおり	224,748
その他	20,186	旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 雑支出 繰入金支出	700 0 7,055 80 0 11,900 451 0	19,201	旅費交通費 消耗什器備品費 印刷製本費 保険料 諸謝金 租税公課 負担金支出 雑支出 繰入金支出	700 0 4,530 620 0 12,900 0 451 0
支出計	774,463		774,463	996,425		996,425
差額	0		0	0		0

管理経費の節減

(内訳)

収支計画(芸術劇場)

収入

(単位:千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
指定管理料	609,000	597,000	585,000	585,000
利用料金収入	159,000	171,000	183,000	183,000
その他(協賛金等) (別表のとおり)	268,491	287,598	301,174	325,250
収入計	1,036,491	1,055,598	1,069,174	1,093,250

支出

(単位:千円)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度
自主事業の事業費	468,491	487,598	501,174	525,250
人件費(給与、各種 手当、法定福利費、 アルバイト賃金等)	248,000	248,000	248,000	248,000
消耗品費	11,072	11,072	11,072	11,072
事務機器賃借料	14,553	14,553	14,553	14,553
通信費	2,533	2,533	2,533	2,533
光熱水費(電気使用 料、ガス使用料、上 下水道使用料等)	42,893	42,893	42,893	42,893
修繕費	5,000	5,000	5,000	5,000
業務委託料(様式4 に記載)	224,748	224,748	224,748	224,748
その他	19,201	19,201	19,201	19,201
支出計	1,036,491	1,055,598	1,069,174	1,093,250
差額	0	0	0	0

管理経費の節減

(内訳)
 その他収入(協賛金等) (単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業収入	150,963	241,191	270,715	290,280	304,314	328,849
助成金収入	15,000	17,700	22,700	22,700	22,700	22,700
寄附金収入	10,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
国からの受託収入	19,000	29,000	35,000	35,000	35,000	35,000
立替収入等	0	9,848	9,848	9,848	9,848	9,848
合計	194,963	309,739	350,263	369,828	383,862	408,397

(内訳)
 その他収入(協賛金等)(本館) (単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業収入	-	56,766	57,224	57,682	58,140	58,599
助成金収入	-	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
寄附金収入	-	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
国からの受託収入	-	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
立替収入等	-	9,848	9,848	9,848	9,848	9,848
合計	-	81,314	81,772	82,230	82,688	83,147

(内訳)
 その他収入(協賛金等)(芸術劇場) (単位:千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業収入	150,963	184,425	213,491	232,598	246,174	270,250
助成金収入	15,000	15,000	20,000	20,000	20,000	20,000
寄附金収入	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
国からの受託収入	19,000	19,000	25,000	25,000	25,000	25,000
立替収入等	0	0	0	0	0	0
合計	194,963	228,425	268,491	287,598	301,174	325,250

管理経費の節減 (内訳書「人件費」)

平成23年度人件費内訳

(1) 職員数内訳 (館長1名、常勤職員46名、非常勤職員(アルバイト)14名 その他11名)		
(2) 給与		計 287,254千円
ア 館長		小計 12,690千円
給与	単価(月額)846 × 1人 × 12か月 = 10,152千円	
ボーナス等	年額 2,538千円	
イ 常勤職員		小計 265,560千円
給与	単価(月額)379.11 × 46人 × 12か月 = 209,268千円	
ボーナス等	年額 56,292千円	
ウ 非常勤職員等(アルバイト等)		小計 9,004千円
非常勤職員等	単価(月額)53.6 × 14人 × 12か月 = 9,004千円	
ボーナス等	年額 0千円	
(3) 法定福利費		計 46,250千円
ア 館長		小計 1,742千円
イ 常勤職員		小計 44,442千円
ウ 非常勤職員等		小計 66千円
(4) 各種手当等		計 59,644千円
ア 館長		小計 428千円
イ 常勤職員		小計 57,886千円
ウ 非常勤職員等		小計 1,330千円
(5) その他		計 58,000千円

前述の収支計画の人件費内訳の給与額とは、上記館長給与、職員給与及びその他を合計した額と一致。

団体の業務遂行能力について

1 人的な能力について

(1) 執行体制について

ア 運営組織の構成と考え方について

(ア) 基本的な考えかた

本館、芸術劇場を一体施設として運営するという基本方針に基づき、これに即応した組織運営体制を整備することとし、全体について総括的責任を持ち、利用者や外部に対して館を代表する館長を置きます。

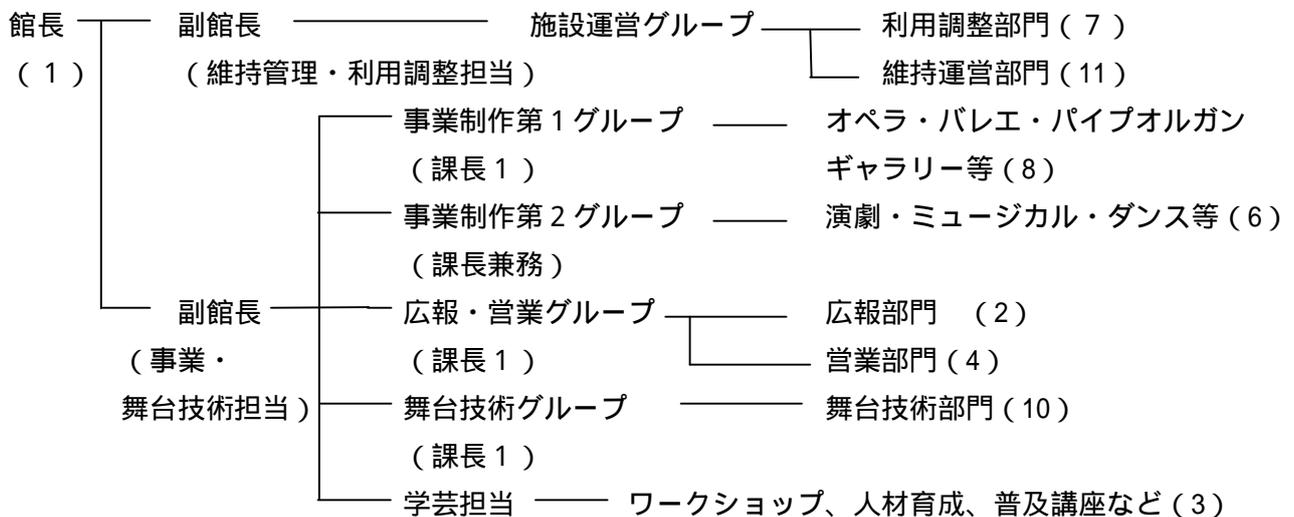
同時に、その下に以下の部門を設け、副館長(2人)がそれぞれ分担して施設の維持管理・利用調整及び事業・舞台技術の部門を掌握することで効率的な運営を進めます。

-) ホールの利用調整、維持運営を担う施設運営グループ
-) 主としてオペラ、バレエなどを担当する事業制作第1グループ
-) 主として演劇、ミュージカルなどを担当する事業制作第2グループ
-) 広報・営業を担う広報・営業グループ
-) 劇場の照明・音響・舞台など舞台技術を担う技術グループ
-) ワークショップ、講座などを実施する学芸担当

従来培ってきた運営ノウハウと人材の活用を基本に適材適所への配置を行います。具体的には現財団職員と新たに補充する職員を適正に各部門に配置することで、ホール運営の基盤となるノウハウを継承しつつ、外部の専門知識を融合させ、安全性を確保し、効率的かつ専門的な運営を行います。

なお、財団全体の芸術面については一柳慧芸術総監督の総合的な指導のもと、特に芸術劇場については県が選任した宮本亜門芸術監督に作品の指導のもと企画、選定、制作を行い、より良質な舞台芸術等の提供を目指します。

(イ) 組織図(組織名称は仮称)



人数は平成23年度以降の配置予定人員 計57名

団体の業務遂行能力について

(ウ) ホール施設維持管理

職員が施設維持の基幹業務を担う一方、専門性の確保による利用者サービスの向上及び費用効率向上の観点から、次の業務は、専門の企業に委託します。

施設及び設備の保守点検業務、清掃業務、保安警備業務、受付・案内業務、照明・音響・舞台運営などに関する業務の一部

更に、施設及び設備の保守点検業務、清掃業務、保安警備業務については管理組合と連携しつつ委託を行うことで、全体としてのさらなる効率向上と費用削減に努めます。

また、週1回の委託業者との打合せ及び日報による委託業者からの日々の報告を求め等、相互の連絡報告を密にしている確かな判断を示すことにより安定したホール運営と緊急時の体制を確保します。

(エ) 事業の企画実施・広報・営業・チケットセンター

多様な事業展開に対応しうよう、広報・営業部門及びチケットセンターの一体運営を強化し、利用者や来館者の利便性を向上させるとともに、強力な広報営業活動の展開により集客・収入の増加に努めます。

団体の業務遂行能力について

イ 組織運営に必要な職員の職能と人数について

(ア) 県民ホール館長(1名)

本館と芸術劇場を統一して管理する県民ホール館長には、舞台のハード及びソフト、更に施設運営全般に関する専門的知識と豊富な経験が求められるポストであり、豊かな学識とこれらの分野で30年を超える豊富な経験を兼ね備えた館長を配置することを予定しています。

(イ) 副館長(2名)

副館長(施設運営、維持管理担当)には組織運営など管理経験豊富な人材を配置し、副館長(事業、舞台技術担当)には事業企画などに経験豊富な人材を置き、両副館長で館長の業務を支えます。

(ウ) 施設運営グループ(18名)

利用調整、施設維持管理ともホール経験10年以上の職員を初め、民間舞台関係企業従事者などを含むホール運営経験3年以上の職員を中心に構成し、定型的な業務は、人材派遣及び臨時的任用職員も活用して効率のよいローテーション勤務を実現します。

また、施設保全については、第2種電気主任技術者の有資格者を配置します。

更に、各種業務委託や修繕等多岐にわたる支出等について、契約事務も含め的確迅速に処理する必要があり、経理経験者も必須でありますので、公益法人における経理経験を持った人員も配備します。

(エ) 事業制作グループ(18名(学芸を含む))

舞台芸術の制作部門や学芸部門においては本館で実務経験を積んだ豊富な職員に加え、各地の公共文化施設で舞台芸術の制作実務を経験した職員を中心に構成します。

また、当財団が培ってきた地域の文化芸術団体とのネットワークにより県民創造支援事業や連携事業に対応するほか、民間の劇場関係や制作会社で経験を積んだ職員により、民間ノウハウの活用を行い、顧客サービスや事業収入の向上に努めるほか、大学でアートマネジメントの教鞭を取った実績のある職員も配備するなど、人材育成や調査研究を担えるなど多彩な人材を活用して事業を展開します。

なお、定型的な業務や補助的な業務については人材派遣も活用します。

(オ) 広報・営業グループ(7名)

財団の広報や営業経験者(ともに経験10年以上を含む)を始め、民間の劇場関係や制作会社などで経験を積んだ職員(経験15年以上を含む)の配置も行い、民間ノウハウの導入を図りより効率的な広報・宣伝・営業・外部資金獲得を推進します。

(カ) 舞台技術グループ(11名)

公共劇場での舞台設備管理やプロダクション(作品創作)の豊富な経験を積んだ職員(経験10年以上を含む)や制作会社等で内外の舞台作品のプロダクションや公演に関わった職員(経験20年以上を含む)が、最新設備の管理や運用にあたることにより、安全管理に努めるとともにその最新設備機能を最大限引き出します。同時に舞台技術全般にわたって指導を行います。

団体の業務遂行能力について

(2) 人材育成等について

ホールの運営を担う人材には、以下の3つの資質が高い次元で同時に発揮できることが求められると考えております。

文化芸術全体への理解・知識・愛情があること。

事業制作、舞台技術、施設運営、庶務経理等の分野でプロフェッショナルな経験・スキルとプロとしてのストレス耐性を有していること。

お客様（来館者、利用者）に安全かつ気持ちよく利用（来館）いただけるサービス業であるという認識を徹底し、日頃の運営で体现できること。

当財団では、これまでも職員採用にあたり、こうした人材の要件を選考基準としてきており、舞台技術の専門家、音楽・美術・舞踊・演劇等の事業制作経験者、文化庁在外派遣研修修了者等、多彩なキャリアをもつ人材を多数擁しています。今後さらに資質のいっそうの向上と組織としての能力のアップを図るため、以下の人材育成方策を講じることとします。

また、職員採用にあたっては、他の先進的な公共劇場及び民間の劇場や制作会社・興業会社・舞台技術会社等で経験を積んだスタッフを中心に即戦力となる人材を雇用するとともに、民間のノウハウの導入や効率性の追求を図る一方、大学のアートマネジメント学科等を履修した学生も対象として、幅広く文化芸術活動を展開できる人材の育成にも努めます。

計画的な人事配置

）総合的分野

採用当初は、施設運営、事業制作・営業、経理・庶務という垣根を設けず、原則として財団内の複数分野の業務を幅広く経験させることを原則として、文化施設運営について総合的な視野を確保できるようにします。その後、当財団全体の業務を会得した上で、適正を見極め適切なセクションに配置します。

）専門的分野

専門的なスキルを身につけている職員を採用し、各々の専門分野において更なるキャリアアップを図ります。

）視野をさらに広げる観点から、他団体との人事交流等を検討します。

適切な業績評価の徹底

資質向上のモチベーションを維持するには、業績評価を定期的、客観的に行い、適切な指導助言を与えることが必要です。当財団では、全職員を対象とした業績評価を実施していますが、処遇等にも適切に反映させます。

県域の文化芸術関係職員の育成

当財団内の職員の育成のみならず、財団の使命の一つとして県域の文化芸術関係職員の育成に取り組むことが重要と考えています。職員研修派遣等で当財団に対し、研修依頼があった場合は、積極的に受入れ、県域の市町村や財団と当財団が保有しているノウハウを共有し、県域全体の文化の向上に寄与します。他団体を受け入れることが、当財団も新しい知識を得ることになり、双方にとって有意義な結果を生むこととなります。

現在、平成20年度～平成21年度にかけて、小田原市の職員を受け入れており、県西地区の文化の発展に寄与できるものと考えております。

団体の業務遂行能力について

アートマネジメント人材の育成

明日の文化芸術の発展の基盤を支える各種の舞台専門家やアートマネジメント専門家の育成に取り組みます。特に平成 21 年度からスタートした文化庁のアートマネジメント重点支援事業対象施設として採択され、財団職員や地域の芸術関係職員の育成はもとより、幅広くアートマネジメント人材の育成を推進します。

研修計画

上記の資質向上の観点から、次のとおり 4 段階に分けて研修を実施しております。採用時研修は、財団の使命や役割りについて中心に行い、各セクションでの業務は OJT を基本として研修を積んでまいります。特にホール運営基礎研修から経営マインド研修の 3 段階の研修制度としており、全員必修の研修は財団独自に実施し、派遣研修は該当者をとします。

また、各研修も 1 度実施すれば良いというものではなく、必要に応じて繰り返し実施いたします。



）ホール運営基礎研修

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
救命講習	全員	全員	全員	全員	全員	ほぼ全員受講し、既に設置済みの A E D 使用に必要なスキルを習得済み 各年度の受講者に対する研修はフォローアップ研修
個人情報保護研修	関係部署	関係部署	関係部署	関係部署	関係部署	現在、取り扱い担当者は全員受講しており、今後は関係部署で実施 各年度の受講者に対する研修はフォローアップ研修
クレーム対応研修	全員		全員			1 回目は指定期間中の早い時期に全員対象で実施

団体の業務遂行能力について

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
障害者・高齢者対応研修		全員		全員		1回目は指定期間中の早い時期に全員対象で実施
スマイル研修	全員随時					当財団内において、随時実施
コンプライアンス研修	全員					外部団体が実施する研修も活用し、責任者・担当者等を対象として実施 さらに職員全員への周知を図る

) スキルを向上させる研修

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
契約実務研修	関係部署随時					外部団体が実施する研修も活用し実施
社会保険実務研修	関係部署随時					
環境配慮研修	関係部署随時					
公立文化施設協議会主催研修	関係部署随時					
(財)地域創造主催研修「ステージ・ラボ」	関係部署随時					

) 経営マインドを向上させる研修(幹部・中堅職員向け)

研修名	年度					備考
	23	24	25	26	27	
経営戦略研修	関係担当者随時					外部団体が実施する研修も活用し実施
危機管理広報研修	関係担当者随時					

団体の業務遂行能力について

2 法令等を遵守する能力について

(1) 諸規程の整備について

法令遵守の実践を法人運営における最重要課題の一つであると認識しています。当財団は基本財産の全額を神奈川県が出捐する法人として次の3項目を掲げ、法人活動上求められるあらゆる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に即した公正で透明性の高い活動を行います。

法人の価値観・倫理観に基づく行動の実現

自ら厳しく自己管理できる自立的な組織風土の醸成

透明性の確保による適切な内部牽制体制の確立

これらを遂行するために諸規定の整備を行っておりますが、さらに倫理規程を定めるとともに、次の法令遵守体制の下で運営することで、体制と意識の強化を図ります。

ア 諸規程の整備

当財団は基本財産の全額を神奈川県が出捐する法人として、48の規程等を総記（組織、文書等）、人事・サービス、報酬・給与、財務、利用・料金、事業運営の6分野に分け、運営を行い法令の遵守に努めています。

更に、毎年見直しを行うことにより、各種法令の改正や時代が求める社会規範を反映し、時代に合った運営を心がけます。

イ 倫理規程の制定

上記の諸規定に加え新たに倫理規程を定めることにより、より質の高い経営を行います。同規程では、次の5項目を定めます。

職務上知り得た情報については適切に管理し、正当な理由なく他に漏らしません。

常に公私の別を明らかにし、公正に業務を遂行します。

事務執行に当たっては、疑惑や不信を招くような行為はしません。

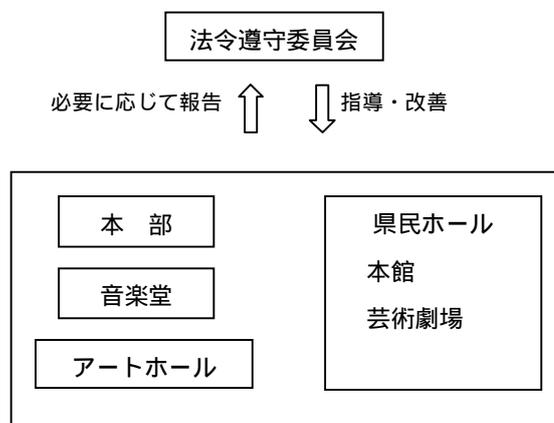
職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みます。

勤務時間外においても、自らの行動が当財団の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。

ウ 法令遵守体制の構築

当財団において目指すべき法令遵守のために、次のような組織を設置し、法令順守体制を構築します。

また、コンプライアンス研修を実施し、職員の認識の共有化を図ります。



団体の業務遂行能力について

(2) 個人情報の保護について

当財団では文化施設の管理運営やチケットセンターの運営などを通してお客様の個人情報を数多く取り扱っております。そのため個人情報保護を法令遵守の中において最も重要な課題の一つと位置付けております。

ア 個人情報保護体制等

当財団はお客様の重要な個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を遵守することはもとより、神奈川県に準じて個人情報保護規程を定め、これを実行、維持することによりお客様の重要な個人情報の権利・利益の保護に努めます。

個人情報保護体制確立に向けて、個人情報を取扱う職員には外部機関が認定する個人情報保護管理者をあてるなどの対応を行っております。

イ 個人情報保護に関するガイドラインへの対応

個人情報保護対策として経済産業省による、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドラインを参考に、次のような対策を実施しています。

組織的安全管理措置の一例

個人データを取扱う情報システム運用者の設置及び担当者の限定

人的安全管理措置の一例

委託契約等（人材派遣契約を含む）における委託先との非開示契約の締結

物理的安全管理措置の一例

個人データを保管するサーバー等の安全管理上及び環境上の脅威等からの物理的な保護

技術的安全管理措置の一例

）IDとパスワードによる認証の実施

）ウイルス対策ソフトウェアの導入及びウイルスパターンファイルの日時更新

これらの対策を今後も講じていくことで、神奈川県の「個人情報取扱業務登録済証」を取得し、「慣れ」を排除するため、職員全員を対象とした研修を実施して職員の意識の向上を図るとともに、チェックリストに基づき年に1回総点検を実施しています。

ウ 日常の業務における取組み例

利用申込書など個人情報を含む文書の稟議にあたっては机上に放置せず、キャビネットなど指定の場所に保管します。

個人情報を含む書類を保管するキャビネットは、毎日職員が退館する際に施錠します。

パソコン起動時にはログインID及び定期的に変更が必要なパスワード入力が必要で、誤ったパスワードを連続して入力するとログインができなくなります

パソコンの持出しや電子メールの個人メールアドレスへの転送は、申請に基づき安全性の確認がとれた場合に限り許可することとしています。

<参考：外部講習の受講>

各業務における主任者で個人情報を取扱う職員は、NPO法人日本プライバシープロフェッショナル協会による個人情報保護管理者の認定を受けており、年に1回、継続講習を受講し個人情報保護に対する意識を高めます。

団体の業務遂行能力について

(3) その他について

指定管理業務を行う際には神奈川県環境基本計画に基づき次の項目について重点的に推進します。

環境に配慮した事業活動の推進

環境に関する法規制及びその他の必要な要求事項を遵守します。

環境目的及び目標を設定し、その達成に努め継続的改善を図ります。

全ての事業において省資源・省エネルギーを推進します。

ア 環境に配慮した事業活動の推進

(ア) ゴミの減量化

平成 18 年度よりゴミの減量化に取り組み、本館では毎年約 6 % の削減に成功しています。今後も毎年 5 % を目途に減量化に取り組んでいきます。

(イ) ゴミのリサイクル推進

段ボール・紙類のリサイクル化を推進します。本館において平成 19 年度は、段ボールで 5.2t、再生可能紙で 9.6t をリサイクル化しました。

今後も毎年、段ボールで 5 t、再生可能紙で 9 t を目途にリサイクルを実現いたします。

(ウ) グリーン購入

神奈川県グリーン購入基本方針に準じて、当財団が物品やサービスを購入する際には、その必要性を考え、環境負荷が出来るだけ小さいものを優先的に購入いたします。

環境に配慮した物品やサービスを購入する(グリーン購入)

購入に伴う活動の環境影響に配慮する(グリーン配送等)

環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する(グリーン調達)

イ 関連法規制・必要な要求事項の遵守と継続的改善

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び興業場法を遵守し、関連機関とも連携を取りながら劇場の環境管理に努めます。エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)を遵守し、省エネルギーの推進及び温室効果ガスの削減に努めます。

ボイラ煤塵濃度及び窒素酸化物濃度について大気汚染防止法、県条例、市条例を遵守し排出濃度の適正化に努めます。

ウ グリーン電力証書の購入

平成 20 年に神奈川県美術展の実施にあたり 2,000KWh の風力発電電力を購入しました。今後もグリーン電力を積極的に購入していきます。

エ 本館における日常的な取組例

ゴミの減量化の例

事務連絡・会議資料等はメールによる閲覧とし印刷しないことを推進しています。

グリーン購入の取り組み

清掃用洗剤など業務委託先が使用するもののグリーン購入を義務付けています。

団体の業務遂行能力について

リサイクル

客席案内のレセプションスタッフが持つ懐中電灯や消火栓内に設置してある懐中電灯には充電式の電池を使用しています。舞台で使用するワイヤレスマイク用の電池については本番用は事故防止の観点から新品の電池を使用しますが、リハーサル時については電圧を確認したうえで既使用の電池を使用しています。

省エネルギー

本館において館内の照明用の管球類は省エネルギータイプの製品を使用しています。

利用者への広報

WE Bサイトにリンクバナーを設置し、「かながわの環境サイト」へリンクしています。

団体の業務遂行能力について

3 これまでの実績

当財団では平成5年に財団が設立されて以来、平成6年に神奈川県民ホールの管理運営を受託、平成7年からは神奈川県立音楽堂、かながわアートホールの管理運営を受託してきました。

平成18年から神奈川県民ホールと神奈川県立音楽堂の指定管理者として、5年間の管理運営を開始、平成21年からはかながわアートホールの指定管理者として5年間の管理運営を開始するなど、15年以上にわたり県立施設の管理運営を行なっております。その間安心、安全、快適に施設を運営するほか下記の通り事業に取り組んでまいりました。

また、神奈川県民ホールについては平成14年度から平成21年度まで連続して文化庁芸術拠点形成事業の拠点施設として選ばれ、日本全国の劇場のなかでも有数の拠点施設として評価をいただいています。

また、平成21年度には文化庁アートマネジメント重点支援事業の対象施設として採択されています。

(1) 神奈川県民ホールでの特筆すべき主な実績

文化施設等との共同事業の実績

多くの文化施設との共同事業、共同制作により神奈川から多数の地域に芸術創造発信するとともに、効果的・効率的な事業制作を実現しました。

- ・平成6年度：オペラ「素戔嗚」初演後、大阪フェスティバルホール、よこすか芸術劇場、島根県民会館で上演。
- ・平成11年度：フィリップ・ドゥクフレ「SHAZAM!」 びわ湖ホールと共同制作。
- ・平成13年度：インバルピントカンパニー「オイスター」 つくばカピオホールと共同制作。
- ・平成15年度：オペラ「白墨の輪」 富山オーバードホールと共同制作。フィリップ・ドゥクフレ「IRIS」 山口情報芸術センター及びシャイヨー劇場他と国際共同制作。欧州公演（フランス、スペイン）も実施。
- ・平成17年度：勅使川原三郎「BONES IN PAGES」 山口情報芸術センター及びまつもと市民芸術館と共同制作。演劇公演「イッセー尾形とフツ - の人々」を全国8公立文化施設の共同制作で実施（財団法人地域創造と共催）。
- ・平成18年度：演劇公演「親指こぞう」を全国10公立文化施設による共同制作で実施（財団法人地域創造と共催）。以降この公演は18年、19年、20年と各地で公演し、全国20箇所133公演を数えた。（観客動員数5,500人以上）
- ・平成19年度：藤原歌劇団との共同制作でオペラ「リゴレット」を実施。オペラ「ばらの騎士」の共同制作をびわ湖ホール、東京二期会と実施。
 - ・平成20年度：藤原歌劇団との共同制作でオペラ「椿姫」を実施。またオペラ「トゥーランドット」が文化庁重点支援事業《舞台芸術共同制作公演》として採択され、びわ湖ホール、東京二期会、日本オペラ連盟の4者での共同制作として平成21年3月に上演。

団体の業務遂行能力について

市町村との連携

県内他地域への支援として市町村と共催し、財団のノウハウを生かしたソフトを先方地域のニーズに合わせ提供することにより、とかく横浜中心になりがちな鑑賞機会を県内各地に広げるとともに、財団の事業制作ノウハウを県内各地に提供しています。

- ・平成 18 年度：演劇公演「親指こぞう」を中井町の中井中学校体育館で実施、また大和市保健センターで室内楽コンサートを実施。
- ・平成 19 年度：演劇事業「親指こぞう」を二宮生涯学習センターで実施。
- ・平成 20 年度：綾瀬市文化会館において「ハート&ハートコンサート」を協力して実施。
- ・平成 18 年度から 20 年度：毎年、神奈川県美術展の巡回展を厚木市との共催で実施。

表彰実績

火災予防の功績に対し平成 14 年、20 年に横浜中消防所長、中火災予防協会長より表彰。

アートマネジメントについての取り組み

職員の人材育成として、文化庁、(財)地域創造、(社)公立文化施設協会などが主催する各種研修に職員を派遣し、能力の向上を図るほか、学生インターンシップの受け入れを行い職員のレベルアップとアートマネジメント人材の育成に取り組んでいます。

- ・文化庁新進芸術家海外留学制度(芸術家在外研修員)の研修に職員を派遣
- ・平成 16 年度より学生インターンシップを受け入れ、事業制作、施設運営の研修を行うなど、人材育成に協力。
- ・平成 21 年度には文化庁アートマネジメント重点支援事業施設として採択され地域の拠点施設として、人材育成にも取り組む。

事業企画における現代の芸術作品への取り組み

当財団は作曲家・一柳慧芸術総監督のもと、同時代芸術についての視点を持つ企画に取り組み、新たな芸術創造や観客作りを実現してきました。

- ・平成 16 年度日本の作曲家 6 人に委嘱した作品を初演した「21 世紀の音楽地図」。
- ・平成 17 年度オペラ「愛の白夜」(世界初演)を上演するほか日本の創作オペラ上演に取り組む
- ・海外や国内のコンテンポラリーダンス公演などを多数紹介。
- ・美術の分野でも現代美術の紹介に努め、日本の現代彫刻を新たに見つめなおす「現代彫刻の歩み」、新進気鋭の作家を紹介した「沈黙から～塩田千春展」(この展覧会により塩田千春氏は芸術選奨文部科学大臣賞新人賞を受賞)、壮大な映像インスタレーションを展開した小金沢健人展「あれとこれのあいだ」などを実施。
- ・美術、音楽、ダンス、演劇等の様々なジャンルが交流、交錯、融合する「アートコンプレックス」を平成 19 年度より実施し、20 世紀以降の作品をプログラムの中に織り込み紹介。

情報提供窓口としての活動

平成 16 年 4 月(社)企業メセナ協議会助成認定制度相談窓口の認定を受け、外部資金調達について一般からの問い合わせや相談に対応しています。

外部評価制度の導入

平成 18 年度から、外部評価を導入。財団評議員と外部評価員に財団の主催事業を鑑賞していただき、評価を実施。観客アンケートとあわせ、事業企画の判断材料としています。

団体の業務遂行能力について

公立文化施設協議会の神奈川県事務局としての活動

神奈川県公立文化施設協議会の会長館として、また（社）全国公立文化施設協会、関東甲信越静地区公立文化施設協議会において様々な役員業務に従事。県内の市町村文化施設を取りまとめ、相互の連携と知識の向上を目指した研修、情報提供を実施しました。

平成 6 年 4 月 1 日より運営を受託。平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者として運営。

団体の業務遂行能力について

(2) 神奈川県立音楽堂での特筆すべき主な実績

公立施設として日本で初めて誕生した音楽専用ホールの音響と空間を活かし、質の高い音楽芸術の鑑賞機会を提供し多くの観客に鑑賞いただきました。

また、親子向けコンサート、アウトリーチにも取組み次世代の観客育成も推進しています。海外からの独自招聘。

- ・平成18年度：アンサンブル・ヴィエナ・コラージュ公演の実施
世界的な巨匠の演奏を紹介する「音楽堂ウィルトゥオーゾ・シリーズ」の展開
- ・平成19年度：ギドン・クレーメル&クレメラータ・バルティカ
- ・平成20年度：アルバン・ベルク四重奏団、ラ・プティット・バンド
- ・平成21年度：マリア・ジョアン・ピリス
クラシック音楽への扉を開くコンサートの開催
ライブ感溢れるオーケストラ・コンサート。
- ・平成19年度：クラシックな休日を in 音楽堂
- ・平成20年度：クラシックなジャズナイト
- ・平成21年度：クラシックな休日を in 音楽堂～祝祭編
子どもたちと質の高い音楽との身近な出会いを目指す活動。
- ・「子どもと楽しむ夏・音楽堂」と題して夏休みの子供と保護者を対象とした公演を実施。
地元NPO法人の協力を得て、地域の小中学校で出演アーティストによる関連アウトリーチ（出前コンサート）も実施し、地域との連携を図っています。
藤原真理チェロ・コンサート、仲道郁代ピアノ・コンサートなど親子向けコンサートを実施
世界的なマエストロが自らピアノを弾き、気鋭の歌手たちと共にオペラの楽しさを紹介する「大野和士のオペラ・レクチャーコンサート」を開催。
音楽堂の音響を生かした「音楽堂バロック・オペラ」の実施。
- ・平成17年度：ヴィヴァルディ作曲オペラ「バヤゼット」（日本初演）の実施
- ・平成19年度：モンテヴェルディ作曲オペラ「オルフェオ」を自主制作
アウトリーチへの取り組み
県立養護学校の児童生徒にプロの音楽を届ける事業を教育委員会の協力を得て実施。
平成18年度から平成20年までの3年間で、5校約1,400人が鑑賞しました。
県内各地への鑑賞機会の拡大
平成20年度耐震補強休館中、県内他ホールにて、音楽堂独自企画による公演を実施し、県内各地での鑑賞機会の拡大を行ないました。
- ・川崎市：テアトロ・ジーリオ・ショウワ 共催：昭和音楽大学
大野和士のオペラ・レクチャーコンサート
- ・相模原市：グリーンホール相模大野大ホール 共催：財団法人相模原市民文化財団
「クリスマス音楽会 メサイア全曲演奏会」
- ・小田原市：小田原市民会館 共催：小田原市 「井上道義の上り坂コンサート in 小田原」

平成6年4月1日より運営を受託。平成18年4月1日より指定管理者として運営。

団体の業務遂行能力について

(3) かながわアートホールでの特筆すべき主な実績

神奈川フィルハーモニー管弦楽団との連携

かながわアートホール及び神奈川フィルハーモニー管弦楽団の地域への定着および県立保土ヶ谷公園の利用促進を図るため神奈川フィルハーモニー管弦楽団と連携して無料のカジュアルコンサートを開催、今年で30回を数え、地域の方々から身近なホールとして親しまれています。

ホールに親しんでいただくための取り組み

CDコンサート、キッズコンサートなどホールに親しんでいただくための取り組みを今年から開始。

平成7年4月1日より運営を受託。平成21年4月1日より指定管理者として運営。